

# 横浜市 新型インフルエンザ対策行動計画

横浜市

(平成17年12月)  
(平成20年12月改訂)

# — 目 次 —

<b>&lt;総論&gt;</b> . . . . 1	
1 はじめに	2
2 流行規模の想定	3
3 計画策定の目的	4
4 発生状況に応じた各フェーズの概要と対応の考え方	4
▶各フェーズの定義と目標	5
5 対策の基本方針	6
▶横浜市における各フェーズに応じた推進体制と対応の考え方	9
6 行動計画の主要5項目	10
<b>&lt;各論&gt;</b> . . . . 13	
フェーズ1	14
フェーズ2A	17
フェーズ2B	20
フェーズ3A	23
フェーズ3B	31
フェーズ4A・5A・6A	39
フェーズ4B	44
フェーズ5B	50
フェーズ6B（国内パンデミック期）	56
後パンデミック期	62
<b>参考資料</b> . . . . 64	
鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係	65
用語解説	66
新型インフルエンザQ&A	70

※ フェーズの表記について：  
 表記を簡略化し、国内非発生の場合は「A」、国内発生の場合は「B」とする。  
 （例. WHOフェーズ2において国内非発生の場合は、「フェーズ2A」）

横 浜 市  
新型インフルエンザ対策行動計画

< 総論 >

## 1 はじめに

新型インフルエンザとは、ヒトには感染しなかったインフルエンザウイルスが、ヒトへ感染、さらにはヒトからヒトへ感染するウイルスに変異することにより起こるインフルエンザである。

新型インフルエンザは、誰も免疫を持たないため、パンデミック（世界的な大規模流行）を起こし、大きな健康被害とこれに伴う社会的な影響をもたらす。

20世紀では、1918年にスペインインフルエンザが大流行して世界中で約4,000万人が死亡したと推計されており、わが国でも約39万人が死亡している。また、1957年のアジアインフルエンザや1968年の香港インフルエンザでも大流行を引き起こし、社会機能や経済活動の様々な混乱が記録されている。

高病原性鳥インフルエンザについては、日本を含むアジアを中心に、アフリカやヨーロッパなど広い地域で発生が続いており、インドネシア、ベトナム、中国等においては、ヒトへの感染や死亡例が報告されるなど、新型インフルエンザの出現が懸念されている。

過去に新型インフルエンザが流行した時と比べ、現在は衛生環境や医療供給体制が向上しているため、過去の記録から推定することは難しいが、近年の人口の増加と都市への集中、高速大量交通により、新型インフルエンザが発生した場合は、短期間に感染が拡大し、かなりの健康被害が出現する可能性が高いと考えられる。

厚生労働省は、平成16年8月末に「新型インフルエンザ対策検討小委員会」による「新型インフルエンザ報告書」を取りまとめ、平成17年10月に厚生労働大臣を本部長とする「新型インフルエンザ対策推進本部」を設置し、11月には、「WHO世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

また、神奈川県でも国の行動計画に基づき、12月に「神奈川県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

横浜市では、新型インフルエンザの国内発生に備え、本市の行動計画の策定とそれに基づく全市をあげた対策の強化・徹底を図るため、「横浜市新型インフルエンザ対策会議」で検討を行い、市内における感染拡大を可能な限り防止して、健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめるために、12月に行動計画を策定した。

また、平成18年2月には、本計画を「横浜市緊急事態等対処計画」に位置付け、危機管理体制や各区局が取り組むべき対策をより明確にした。

新型インフルエンザの出現時期や、発生した場合の症状や感染力の強さ、また、それによるパンデミックの規模についての予測は困難であるため、本計画も、今後新型インフルエンザに関する新たな情報や関係機関からの意見等を反映させ、必要に応じて改訂を行い、体制の整備を図っていくこととする。

## 2 流行規模の想定

新型インフルエンザについては、出現時期や、発生した場合の症状や感染力の強さ等についての予測は困難であり、現時点でその流行規模を完全に予測することは難しい。このため、厚生労働省の「新型インフルエンザ対策行動計画」で用いられた、米国疾病管理センター（以下、「CDC」という。）の推計モデル（FluAid 2.0 著者 Meltzer ら、2000年7月）を本市にあてはめ、人口の約25%が新型インフルエンザに罹患すると想定して試算したところ、医療機関を受診する患者数は約48万人、死亡者数は約2,800人と推計された。

### <横浜市における新型インフルエンザ流行時の健康被害予測>

市内人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計		
医療機関を受診する患者数		483,148人 (370,218~703,199人)
内 訳	外 来 患者数	468,564人 (364,001~684,255人)
	入 院 患者数	11,758人 (4,498~14,455人)
	死亡者数	2,826人 (1,719~4,489人)

\*平成17年1月1日現在年齢別人口より試算

\*新型インフルエンザを、アジアインフルエンザ等の中等度（致死率0.53%）として予測

\*新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の衛生状況等は考慮されていない

### <参考>

		全 国	神奈川県
医療機関を受診する患者数		17,400,763人 (13,454,059~25,248,351人)	1,184,204人 (905,865~1,722,700人)
内 訳	外 来 患者数	16,864,029人 (13,210,968~24,547,965人)	1,148,867人 (891,045~1,676,766人)
	入 院 患者数	429,804人 (174,146~533,359人)	28,544人 (10,755~35,077人)
	死亡者数	106,930人 (68,945~167,027人)	6,793人 (4,065~10,857人)

\*「新型インフルエンザ対策検討小委員会報告書」及び「神奈川県新型インフルエンザ対策行動計画」より

### 3 計画策定の目的

本計画は、市内における感染拡大を可能な限り防止し、健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめるために、発生段階に応じて、各区局が連携し、取るべき対策を明らかにするものである。

### 4 発生状況に応じた各フェーズの概要と対応の考え方

新型インフルエンザへの対策は、その発生状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定し、各状況において迅速かつ的確な対応ができるよう、平時より対応方針を定めておく必要がある。

「WHO Global Influenza Preparedness Plan（WHO世界インフルエンザ事前対策計画）」では、新型インフルエンザの発生状況に応じて6つのフェーズに分類して、それぞれの対応等を規定しており、厚生労働省の「新型インフルエンザ対策行動計画」においても、この6つのフェーズをさらに、「国内非発生A」と「国内発生B」に分類している。

よって、本市においても、このフェーズに基づき行動計画を定め、各状況に対応した庁内組織の設置、情報の収集・提供の強化、医療供給体制、防疫体制の確保を図ることとする。

なお、平成20年9月現在は、WHOによればフェーズ3とされており、日本の状況はWHOフェーズ3の国内非発生Aの段階となる。

#### <各フェーズへの対応の考え方>

- 厚生労働省の「新型インフルエンザ対策行動計画」によると、段階の決定については、WHOが宣言（実施）するフェーズの引き上げ、及び引き下げに連動させて、厚生労働省に設置された新型インフルエンザ対策推進本部が我が国の段階を決定するとされている。
- 本市においても、厚生労働省における段階に基づき行動計画を実施することとする。
- また、国内及び市内における各フェーズの判断や対応については、必要な情報収集を行い、厚生労働省や神奈川県と連絡・調整のうえ、市内各関係機関や医療関係団体等の意見も勘案し定める。
- 新型インフルエンザの発生が確認された場合は、厚生労働省により、新型インフルエンザの症例定義が行われるため、これらの状況に応じて、本市においても最新情報に基づく対応をとる。
- なお、新型インフルエンザに変異する可能性が高いといわれている「鳥インフルエンザ（H5N1）」については、平成20年5月に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における二類感染症に位置付けられた。また、同法律に新たな類型として「新型インフルエンザ等感染症」が設けられ、新型インフルエンザ発生時に、速やかに、一類感染症相当の対応が可能となった。

＜各フェーズの定義と目標＞

定義		目標
フェーズ 1	ヒトにおいては新たな亜型のインフルエンザウイルスは同定されていない。動物においては、ヒトに感染する恐れのあるインフルエンザウイルスが存在しているが、もしも動物に見られたとしても、ヒトへの感染リスクは小さいと考えられる。	ヒトに感染する可能性がある亜型インフルエンザは存在していないが、将来のインフルエンザパンデミックに対する対策を強化する。
フェーズ 2	ヒトにおいては新たな亜型のインフルエンザウイルスは同定されていない。しかしながら、動物において循環している亜型インフルエンザウイルスが、ヒトへの発症に対してかなりのリスクを提起する。	国内非発生 A
		国内発生 B
フェーズ 3	新しいヒト感染（複数も可）が見られるが、ヒト-ヒト感染による拡大は見られない、あるいは非常にまれに密接な接触者（例えば家族内）への感染が見られるにとどまる。	国内非発生 A
		国内発生 B
フェーズ 4	限定されたヒト-ヒト感染の小さな集団（クラスター）が見られるが、拡散は非常に限定されており、ウイルスがヒトに対して十分に適合していないことが示唆されている。	国内非発生 A
		国内発生 B
フェーズ 5	より大きな（一つあるいは複数の）集団（クラスター）が見られるが、ヒト-ヒト感染は依然限定的で、ウイルスはヒトへの適合を高めているが、まだ完全に感染伝播力を獲得していない（著しいパンデミックリスクを有していない）と考えられる。	国内非発生 A
		国内発生 B
フェーズ 6	パンデミック期：一般のヒト社会への増加した継続的感染伝播	国内非発生
		パンデミック：一般のヒト社会の中で感染が増加し、持続している。
		小康状態：パンデミック期が終わり、次の大流行（第2波）までの期間
		第2波：次の大流行の時期
	後パンデミック期（リカバリ期）：パンデミック間期への回帰	これまでの実施対策を段階的に縮小させる。また、これまで実施した対策について評価を行い、行動計画の見直しを行うとともに、次期流行に備えた対策を実施する。

※本行動計画におけるフェーズの表記について：  
 国内非発生の場合には、「A」、国内発生の場合には、「B」としている。  
 （例：WHOフェーズ2における国内非発生は、フェーズ2 A、国内発生はフェーズ2 B）

## 5 対策の基本方針

### (1) 新型インフルエンザへの対応の基本的な考え方

新型インフルエンザについては、その出現時期を正確に予知することは困難であり、また、その出現そのものを阻止することは不可能である。現在、地球規模で人の交流が行われており、世界のどこかで新型インフルエンザの出現が起これば、国内への侵入が避けられない状況である。

そのため、新型インフルエンザ対策の目的は、その発生をいち早く探知し、発生初期の段階でできる限り封じ込めを行い、流行を遅らせ、適切な対応をとることにより、パンデミック時における感染拡大を可能な限り縮小させ、死亡者数及び重症者数といった健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能の低下等を極力抑制することにある。

この新型インフルエンザ対策については、海外においてトリからヒトへの感染事例が発生している高病原性鳥インフルエンザ対策及び通常のインフルエンザ対策の充実強化が新型インフルエンザ対策の充実強化につながるものであるため、これらを一体的に進めていく。

また、新型インフルエンザが出現する前に事前の準備対策を講じるとともに、新型インフルエンザ発生時に、迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ発生・流行時に想定される各段階<フェーズ>（「新型インフルエンザ対策行動計画（厚生労働省）」を参考に設定）に応じた行動計画を定める。

一方で、市民の安心を確保するために、事前に新型インフルエンザに関する情報提供を積極的に行い、パニックの防止に努める。

なお、新型インフルエンザについては、発生した場合の症状や感染力の強さ、またそれによるパンデミックの規模についての予測は現時点では困難であるため、新型インフルエンザが発生した場合は、積極的に情報収集を行い、国や県、近隣自治体及び各関係機関等と密接な連携のうえ、対応にあたる。

### (2) 対策の推進体制

新型インフルエンザ対策推進にあたっては、政府、厚生労働省及び神奈川県並びに各関係機関における連携した取組が重要であり、以下の体制により、総合的な対策を推進する。

ア 政府、厚生労働省、神奈川県及び横浜市等の取組み

(ア) 政府

新型インフルエンザ対策のため、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を推進する。

また、各省庁においても新型インフルエンザが発生した際の具体的な対応について、あらかじめ対応策を検討し、その流行に応じた対策を総合的に推進する。

新型インフルエンザが発生した場合は、内閣総理大臣を本部長とする「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、政府一体となった対策を、総合的かつ協力的に推進する。

また、新型インフルエンザ対策本部は、「新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会（以下、「諮問委員会」という。）」を設置し、対応の強化を図る。

#### (イ) 厚生労働省

関係部局から構成される対策推進本部を設置し、新型インフルエンザ対策の具体的な行動計画を改訂するとともに、新型インフルエンザの発生動向の把握、予防・治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進する。

また、「サーベイランス」「予防・封じ込め」「医療」「情報提供・共有」「国際対応」の5つの案件に関する専門家から構成される「新型インフルエンザ専門家会議」を厚生労働省健康局の下に組織し、対応の強化を図る。

#### (ウ) 神奈川県

新型インフルエンザ対策の推進及びパンデミックが起こった際の対応を行うため、神奈川県にそれぞれのフェーズで対策本部を設置し、実情に応じた必要な対策を実施する。

#### (エ) 横浜市

「横浜市緊急事態等対処計画」及び「横浜市新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ対策の推進及びパンデミックが起こった際の対応を、国、県と連携して行う。

#### イ 八都県市

首都圏における広域的な危機管理の一環として検討を行うため、平成19年6月に、八都県市首脳会議の防災・危機管理対策委員会に「新型インフルエンザ対策検討部会」が設けられ、首都圏に共通する広域的課題について検討している。

#### ウ 関係機関の協力

パンデミック時における感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能の破綻に至らせないようにするため、関係機関（近隣自治体、医療関係団体、市内の公共交通機関、マスメディア、企業等）の協力を求める。

#### エ 市民の協力等

市民は、新型インフルエンザ等に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう努める。また、新型インフルエンザ患者等の人権が損なわれることのないようにしなければならない。

### (3) 横浜市の組織体制

#### ア 趣旨

新型インフルエンザの発生状況に応じて、本市における総合的な新型インフルエンザ対策を関係区局等が連携、協力して講じるため、発生状況レベルに応じた全庁的な対応体制を整備する。

#### イ 考え方

(ア) 以下の各フェーズ1～6及び国内での患者の発生の有無等に応じ、段階的に庁内体制を整備する。

(イ) 体制の整備にあたっては、政府、厚生労働省、国立感染症研究所、横浜検疫所、神奈川県、医療機関など、関係機関との連携、協力に特に留意する。

#### ウ 庁内体制

##### (ア) 危機管理体制

###### a 横浜市鳥インフルエンザ対策連絡会

高病原性鳥インフルエンザの鳥類での感染が国内（県外）で発生した場合、フェーズ2 Bにおいて、横浜市緊急事態等対処計画に基づき「警戒体制」をとり、健康福祉局危機管理責任者（副局長）を会長とする「横浜市鳥インフルエンザ対策連絡会」を設置する。

※鳥類での感染が県内で発生した場合は、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）を本部長とする「横浜市鳥インフルエンザ対策警戒本部」及び各区危機管理責任者（副区長）を本部長とする「各区鳥インフルエンザ対策警戒本部」を、市内で発生した場合は、市長を本部長とする「横浜市鳥インフルエンザ対策本部」及び各区長を本部長とする「各区鳥インフルエンザ対策本部」を設置する。

###### b 横浜市新型インフルエンザ対策推進会議

鳥インフルエンザの発生動向を把握し、新型インフルエンザ発生に備えて全市的な体制を整備し、対策を総合的に推進するため、フェーズ3 Aにおいて、副市長を議長とする「横浜市新型インフルエンザ対策推進会議」を設置する。

（平成20年5月に、従来の「横浜市新型インフルエンザ対策会議」及び「新型インフルエンザ対策連絡会」を一元化）

###### c 横浜市新型インフルエンザ対策本部

フェーズ3 B（国内において鳥インフルエンザ患者が発生した場合）もしくはフェーズ4 A（海外において新型インフルエンザが発生した場合）には、総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、市長を本部長とする「横浜市新型インフルエンザ対策本部」及び各区長を本部長とする「各区新型インフルエンザ対策本部」を設置し、新型インフルエンザへの対処方針、対策等を決定し、実施する。

(イ) 新型インフルエンザ対策推進体制

a 横浜市新型インフルエンザ対策推進会議の役割

新型インフルエンザ対策は、市民に対する正確な情報提供、発生動向の把握、予防・診断・治療など、市として関係区局の横断的な連携が求められるだけでなく、新型インフルエンザ発生に備え、事前に対応を検討しておくことが非常に大切であるため、副市長を議長とする「横浜市新型インフルエンザ対策推進会議」において行動計画を随時見直ししながら、同会議を中心に全市的な体制を整備し、厚生労働省及び神奈川県等と連携し、対策を総合的に推進する。

＜横浜市における各フェーズに応じた推進体制と対応の考え方＞

フェーズ		庁内体制	対応の考え方
未発生期	1	関係部署における情報収集	・通常のインフルエンザ対策
	2 A	関係部署における連携と情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応</li> <li>・新型インフルエンザの発生防止</li> <li>・市内でトリ→トリへの感染が発生し、鳥インフルエンザ対策本部を設置した後、国内でヒトへの感染が発生した場合は、新型インフルエンザ対策本部へ移行</li> </ul>
	2 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜関係区局及び全庁的対応＞</li> <li>＜県外発生＞横浜市鳥インフルエンザ対策連絡会(会長:健康福祉局危機管理責任者(副局長))</li> <li>＜県内発生＞横浜市鳥インフルエンザ対策警戒本部(本部長:危機管理統括責任者(安全管理局危機管理担当理事)、区本部長:危機管理責任者(副区長))</li> <li>＜市内発生＞横浜市鳥インフルエンザ対策本部(本部長:市長、区本部長:区長)</li> </ul>	
	3 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>＜関係区局対応＞</li> <li>横浜市新型インフルエンザ対策推進会議(議長:副市長)</li> </ul>	
	3 B	＜全庁的対応＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「横浜市新型インフルエンザ対策行動計画」を随時見直し、全庁的な対策を総合的に推進</li> <li>・国外・国内発生の早期把握</li> <li>・市内発生を早期把握(市内で発生した場合)し、感染拡大の防止に努め、健康被害を最小限にとどめる</li> </ul>
海外発生期	4 A	横浜市新型インフルエンザ対策本部(本部長:市長、区本部長:区長)	
	5 A		
	6 A		
生国内発早期	4 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「横浜市緊急事態等対処計画」及び「横浜市新型インフルエンザ対策行動計画」により対応</li> <li>・感染まん延防止の初期対応</li> <li>・状況に応じた医療供給体制の提供</li> <li>・医療資源、社会資源の有効活用</li> <li>・社会・経済機能の維持</li> </ul>	
拡大感染期	5 B		
	6 B		
小康期	後パンデミック期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画・指針等の見直し</li> <li>・まん延防止策の終了</li> <li>・流行終結まで、市民への情報提供</li> </ul>	

## 6 行動計画の主要5項目

厚生労働省の「新型インフルエンザ対策行動計画」では、その目標と活動を、「計画と連携」「サーベイランス」「予防と封じ込め」「医療」「情報提供・共有」の5分野に分けて策定している。本市においても、この5分野に基づき行動計画を実施することとする。

### (1) 計画と連携

- ア 新型インフルエンザ対策の目的は、パンデミック時における感染拡大を可能な限り防止し、死亡者数及び重傷者数といった健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能の低下等を極力抑制することにある。
- イ 新型インフルエンザが発生した場合に、迅速かつ的確な対応ができるよう、各フェーズに応じた行動計画をあらかじめ策定し、庁内関係区局及び医療機関等の各関係団体等において確認し、周知しておく。
- ウ また、新型インフルエンザが発生し、大流行した場合には、本市として全庁的に、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

### (2) サーベイランス

- ア 新型インフルエンザ対策におけるサーベイランスは、新型インフルエンザの患者の早期把握と発生状況、感染の規模等の把握が役割としてあげられる。
- イ 通常のサーベイランスにおいて、インフルエンザの発生状況を常に把握し監視体制をとることにより、新型インフルエンザの出現を察知する。
- ウ また、家きん等における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランスの実施等により、常時監視体制をとる。
- エ また、フェーズの進展に伴い、感染のみられた集団（クラスター）を早期に発見するためのクラスターサーベイランスの実施等、厚生労働省の要請によるサーベイランス体制の強化が想定されるため、これらの状況に応じて、本市におけるサーベイランスの実施についても弾力的な対応に努める。

### (3) 予防と封じ込め

- ア 新型インフルエンザの発生予防及び感染拡大防止・封じ込め対策は、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を破綻に至らせないためにも重要であり、これには、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性が高い高病原性鳥インフルエンザが発生している時期から対策をとる必要がある。
- イ そのため、高病原性鳥インフルエンザの発生予防として、市内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、県等が行うまん延防止措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きんの移動制限等）に協力する。

ウ 新型インフルエンザ予防については、うがい、手洗い、マスク着用等の基本的な感染症防御方法の実施や感染者に接触しないという個人単位での感染防止策の周知徹底を図る。

エ 感染拡大防止・封じ込めのため、パンデミック時等における患者の隔離及び接触者調査の方法を検討するとともに、教育委員会等と連携した学校保健法に基づく学級閉鎖等の措置や、不特定多数の集まる活動の自粛勧告、新型インフルエンザ様症状が見られた者の出勤停止・受診勧告等の社会活動の制限等の実施を検討する。

オ 安全で有効なワクチンが実用化されれば、ヒトへの感染防止に大きな効果を発揮することが期待できるが、現在、新型インフルエンザウイルスに対するワクチン（パンデミックワクチン）は新型インフルエンザ発生後、製造までに最短でも6か月を要するとされている。このため、プレパンデミックワクチンに関する厚生労働省等の動向を注視する。

#### （４）医療

ア 新型インフルエンザによるパンデミック時には、流行の規模に応じた医療体制を確保する。

イ 新型インフルエンザが発生した場合に医療機関を受診する患者数について、CDCモデルにより試算した結果は約48万人（最小37万人～最大70万人）となる。これらの受診者を効率よく新型インフルエンザ患者とそれ以外の患者に振り分けるため、「発熱外来」を設置する。また、市民からの電話相談を受け付ける「発熱相談センター」を設置する。

ウ パンデミック時には市内で多数の患者が入院することが想定されるが、市内の病床数等の医療資源には制約があるため、その中でいかに効果的・効率的な医療を行うのかを事前に計画する。

エ さらに、新型インフルエンザの症状が重度である場合には、さらに入院患者が増加することが想定されていることから、このような場合の医療体制についても事前に検討する。

オ 厚生労働省における新型インフルエンザの診断及び治療方法が確立した場合は、各医療機関に周知徹底を行い、医療機関はこれに従い早期に診療を行う。

カ その際、各医療機関は、区福祉保健センターと綿密な連携を図り、検体の採取・搬送や、患者・接触者の健康状況の把握に協力するものとし、新型インフルエンザが疑われる者とそれ以外の疾患の患者との接触を避けることや、医療従事者の健康管理、患者と接触した医療従事者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与・ワクチン接種による院内感染対策を実施し、二次感染防止に最大限の注意を払う。

※抗インフルエンザウイルス薬の投与の方法は、現段階では確定できないが、ワクチン未接種で感染者に十分な防御なく接触した場合、インフルエンザ様症状が出た時点で投与することを原則とする。

- キ 新型インフルエンザ発生初期（フェーズ4 B、5 B）には、患者の治療とともに封じ込め対策としても有効であることから、症例基準に合致する新型インフルエンザ疑い患者は、感染症病床や結核病床に入院させることとする。
- ク フェーズ6 Bになった場合には、患者数が増大することが想定されることから、感染症病床や結核病床以外に患者を入院させることができるように、その受け入れ態勢を検討する。
- ケ 通常のインフルエンザにも抗インフルエンザウイルス薬が使用されることから、新型インフルエンザパンデミック時には、これらを限定的に使用しないと、その供給量の絶対的不足の可能性がある。このため、備蓄を含めた治療薬の需給バランスを注視する。
- コ 新型インフルエンザパンデミック対策は、国家レベルの危機管理対策としての位置付けから、抗インフルエンザウイルス薬は国や県が計画的に備蓄し、パンデミック時の健康被害の拡大や社会・経済機能の麻痺などの影響を最小限にとどめることが重要である。本市としても、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び確保の方法や手段、治療薬の限定した使用方法について、厚生労働省の動向を踏まえ、神奈川県と連携しながら、協議・調整を行う。

## （5）情報提供・共有

- ア 新型インフルエンザ対策は、高病原性鳥インフルエンザ対策及び通常のインフルエンザ対策の延長線上にあり、鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザのヒトへの感染事例等に関する情報は、新型インフルエンザ発生を示唆する重要な情報の一つである。
- イ これらの発生、流行の状況は、発生国、国際機関（WHO、OIE、FAO等）、厚生労働省、国立感染症研究所などから発信されており、これらの情報を収集し、関係者間で共有する体制を構築する。
- ウ 市内で新型インフルエンザが発生した場合の健康被害の拡大と社会・経済機能の破綻を最小限にすることを目的として、感染防御体制や医療供給・検査体制の整備・確保について、発生状況のレベルに対応した情報収集を行う。
- エ 収集した情報については、新型インフルエンザの感染防止・拡大防止の観点から、適宜、市民への情報提供を積極的に行い、情報を共有していくとともに、市民の安心を確保し、パニックの防止に努める。
- オ 報道対応は、横浜市緊急事態等対処計画第3部第3章第5節の規定に基づき、本部運営班（情報統括担当）に情報の一元化を図るとともに、新型インフルエンザの流行状況に応じて、市内及び国内外の発生状況・対応状況等について、定期的に情報提供を行う。また、報道対応については、本部運営班報道班が行う。

**横 浜 市**  
**新型インフルエンザ対策行動計画**

**<各論>**

## フェーズ1

(ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、ヒトへ感染する可能性を持つウイルスが動物に検出)

### I 計画と連携

#### 1 横浜市の体制

海外での高病原性鳥インフルエンザの発生状況や対策の現状について情報収集し、関係機関に提供し情報の共有化を図る。【健康福祉局、環境創造局】

#### 2 情報収集

国内外の情報を収集する。【健康福祉局、環境創造局】

##### 《情報収集源》

##### ① 海外の流行状況の関連情報

世界保健機関 (WHO)、国際獣疫事務局 (O I E)、国連食糧農業機関 (F A O)、外務省、厚生労働省検疫所 (F O R T H) 等

##### ② 国内の流行状況

厚生労働省

- ・鳥インフルエンザに関する情報
- ・今冬のインフルエンザ総合対策について

農林水産省

- ・鳥インフルエンザに関する情報

国立感染症研究所

- ・鳥インフルエンザに関する情報
- ・インフルエンザに関する情報
- ・感染症発生動向調査
- ・インフルエンザ様疾患発生報告
- ・インフルエンザ情報早期把握システム
- ・インフルエンザ関連死亡迅速把握システム
- ・WHOインフルエンザコラボレーティングセンター 等

##### ③ 市内・県内の流行状況

横浜市衛生研究所

神奈川県衛生研究所

神奈川県家畜病性鑑定所

家畜保健衛生所(神奈川県)

## Ⅱ サーベイランス

### 1 感染症発生動向調査

感染症発生動向調査において「インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）」は指定した医療機関の報告対象である五類感染症に位置付けられている。この報告に基づき全国約5,000か所（市内145か所）の医療機関（指定届出機関）における発生動向を把握する。【健康福祉局（衛生研究所）】

### 2 インフルエンザ関連死亡者数迅速把握事業

インフルエンザの流行が死亡者数に与える影響について監視を行うため、市内全域におけるインフルエンザ関連死亡の把握を行う。【健康福祉局（衛生研究所）】

### 3 学校等におけるインフルエンザ様疾患発生状況の把握（学級等閉鎖情報）

毎年のインフルエンザシーズンに、市内幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校における集団風邪による学校、学年、学級の閉鎖が実施された施設数とその時点の欠席学童数等に関する調査を実施し、発生状況についての把握を行う。【健康福祉局、教育委員会事務局】

### 4 家きん等におけるインフルエンザのサーベイランス及びモニタリング

県家畜保健衛生所が実施する調査に協力する。【環境創造局】

### 5 豚を対象としたインフルエンザのウイルス分離検査

県家畜保健衛生所が実施した検査結果について入手し、情報共有する。【健康福祉局、環境創造局】

## Ⅲ 予防と封じ込め

### 1 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策

県家畜保健衛生所が行う防疫演習に協力する。【環境創造局】

### 2 抗インフルエンザウイルス薬

抗インフルエンザウイルス薬についての有効性、安全性及びウイルスの薬剤耐性や、インフルエンザ迅速診断キットに関する情報を収集し、必要に応じて各関係機関に周知する。【健康福祉局】

### 3 ワクチン

- (1) 新型インフルエンザに対する有効なワクチン開発に関する情報を収集する。【健康福祉局】
- (2) 通常のインフルエンザ用ワクチンの接種に関して、協力医療機関等に情報提供を適宜行うとともに、市内の予防接種状況の把握に努める。【健康福祉局】

## IV 医療

感染症指定医療機関である市民病院で、鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ患者を受け入れるための体制整備を推進する。【健康福祉局、病院経営局】

## V 情報提供・共有

- 1 情報提供に利用可能な媒体・機関について整理する。【都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局】

### 《利用可能な媒体・機関》

記者発表  
 広報よこはま  
 テレビ、ラジオ 等  
 学校等への普及啓発  
 横浜市ホームページ  
 関係団体：医療関係団体 等

- 2 国内外の情報について共有する。【都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局】

### 《情報収集源》

WHO、OIE、FAO、その他国際組織  
 厚生労働省、厚生労働省検疫所（FORTH）  
 官邸、内閣府、農林水産省、外務省、文部科学省  
 在外公館 等

**フェーズ2A**

(ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが動物に検出)

**=国内非発生=**

※フェーズ1の対策を継続・強化

**☆ 危機管理体制**

海外でトリ→トリ感染が発生した場合、高病原性鳥インフルエンザの国内発生や家きん等への感染拡大に備え、庁内関係部署における連携と情報の共有化を図る。

**I 計画と連携**

感染発生国・地域における高病原性鳥インフルエンザに関する情報収集を行う。【健康福祉局、環境創造局】

**II サーベイランス**

- 1 県家畜保健衛生所が実施する、家きん等におけるインフルエンザのサーベイランス及びモニタリングに協力する。【健康福祉局、環境創造局】
- 2 県家畜保健衛生所が実施する豚を対象としたインフルエンザのウイルス分離検査結果について入手し、情報共有する。【健康福祉局、環境創造局】
- 3 二類感染症に位置付けられている「鳥インフルエンザ (H5N1)」及び四類感染症に位置付けられている「鳥インフルエンザ (H5N1を除く)」について、医療機関及び獣医師からの届出により発生動向を把握する。【健康福祉局 (衛生研究所)】
- 4 家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報について、県家畜保健衛生所に協力する。【環境創造局】

### Ⅲ 予防と封じ込め

#### 1 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策

- (1) 市内の飼養家きんの発生予防対策として県家畜保健衛生所が行う、農場での人や車両の消毒、野鳥の進入防止対策等の衛生管理に協力する。【環境創造局】
- (2) 県家畜保健衛生所が行う防疫演習に協力する。【環境創造局】
- (3) 家庭・学校等を含め、家きん飼養者に対し、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。【健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局】
- (4) 学校の飼育活動等における動物接触後の手洗い・うがいの励行、動物の健康状態異変時の適切な対応、動物の糞尿の適切な処理、飼育舎の衛生管理を周知徹底する。【こども青少年局、教育委員会事務局】

#### 2 抗インフルエンザウイルス薬

##### (1) 科学的知見の収集、整理、分析

発生している亜型に対する、国内で流通している抗インフルエンザウイルス薬の効果や抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性について、WHO及びその他の国際機関、関係国、学術誌、厚生労働省等から情報を収集し、必要に応じて各関係機関に周知する。【健康福祉局】

##### (2) 抗インフルエンザウイルス薬の確保

ア 防疫従事者に感染が疑われる症状が出た場合に備え、抗インフルエンザウイルス薬による治療体制を検討する。【健康福祉局、環境創造局】

イ パンデミック時に必要となる抗インフルエンザウイルス薬の量を試算する。【健康福祉局】

#### 3 ワクチン

発生している亜型に対するワクチンの有効性等について、WHO及び国際機関、関係国、学術誌、厚生労働省等から情報を収集し、必要に応じて各関係機関に周知する。【健康福祉局】

#### IV 医療

衛生研究所での新型インフルエンザに対する検査体制を整備する。【健康福祉局(衛生研究所)】

#### V 情報提供・共有

- 1 厚生労働省・各都道府県間における緊急情報提供システム（メールシステム等）による情報提供に留意する。【健康福祉局】
- 2 外務省による海外での発生状況に関する情報提供に留意し、必要に応じて各関係機関に周知する。【都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、環境創造局】
- 3 高病原性鳥インフルエンザについて、ホームページ等により、市民向けに感染予防等についての情報提供を行うとともに、相談窓口を設置する。【都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局】

**フェーズ2B**

(ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが動物に検出)

**=国内発生=**

※フェーズ1の対策を継続・強化

**☆ 危機管理体制**

- 1 県外でトリ→トリ感染が発生した場合は、「横浜市鳥インフルエンザ対策連絡会」(会長：健康福祉局危機管理責任者(副局長))
- 2 県内でトリ→トリ感染が発生した場合は、「横浜市鳥インフルエンザ対策警戒本部」(市警戒本部長：危機管理統括責任者(安全管理局危機管理担当理事))、各区に「〇〇区鳥インフルエンザ対策警戒本部」(区警戒本部長：副区長)
- 3 市内でトリ→トリ感染が発生した場合は、「横浜市鳥インフルエンザ対策本部」(市本部長：市長)、各区に「〇〇区鳥インフルエンザ対策本部」(区本部長：区長)を設置し必要な対策を推進する。

**I 計画と連携**

- 1 適切な危機管理対策を迅速に講じるため、鳥インフルエンザのヒトへの感染拡大防止や市民への正確な情報提供等、関係区局の連携体制の強化と共有化を図る。【各区局】
- 2 市内の家きんから高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、直ちに県家畜保健衛生所を通じ、農林水産省に通報する。【環境創造局】

## Ⅱ サーベイランス

- 1 発生事例を踏まえ、弱毒タイプのウイルスも念頭に、県家畜保健衛生所が採卵鶏1,000羽以上のすべての採卵鶏農場を対象に実施する、家きんにおけるインフルエンザのサーベイランスに協力する。【環境創造局】
- 2 家きん飼養者等から県家畜保健衛生所への、異常家きんの早期発見・早期通報について協力する。【環境創造局】
- 3 二類感染症に位置付けられている「鳥インフルエンザ（H5N1）」及び四類感染症に位置付けられている「鳥インフルエンザ（H5N1を除く）」について、医療機関及び獣医師からの届出により発生動向を把握する。【健康福祉局（衛生研究所）】

## Ⅲ 予防と封じ込め

- 1 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策
  - (1) 県家畜保健衛生所が行う、感染家きん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）に協力する。【環境創造局】
  - (2) 県家畜保健衛生所が行う農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について、必要な支援を行う。【健康福祉局、環境創造局】
  - (3) 発生確認後、農林水産省等が立ち上げる感染経路究明チームに協力し、感染源・感染経路に係る調査を支援する。【環境創造局】
  - (4) 県家畜保健衛生所が行う防疫措置に伴い、周辺地域での警戒活動が必要な場合は、県を通じ神奈川県警察に依頼する。【安全管理局】
  - (5) 被害処分羽数が大規模となるなど、緊急に対応する必要がある、県が自衛隊の部隊等に支援を依頼する場合の情報を収集する。【環境創造局、資源循環局、安全管理局、処分場所所管区】
  - (6) 高病原性鳥インフルエンザがトリに急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となった場合には、必要に応じ、農林水産省の備蓄ワクチンを使用するよう県家畜保健衛生所を通じ要請する。【健康福祉局、環境創造局】

- (7) 県が家畜伝染病予防法に基づく患畜等に対する手当金等により、影響を受けた農家の経営再開等を支援する際、市としての支援策を検討する。【環境創造局、経済観光局】

## 2 ワクチン

ワクチン開発・生産体制に関する情報を収集する。【健康福祉局】

## 3 その他

- (1) 家庭・学校等を含め、家きん飼養者に対し、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底する。【健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局】
- (2) 学校の飼育活動等における動物接触後の手洗い・うがいの励行、動物の健康状態異変時の適切な対応、動物の糞尿の適切な処理、飼育舎の衛生管理を周知徹底する。  
【こども青少年局、教育委員会事務局】

## IV 医療

### 抗インフルエンザウイルス薬

高病原性鳥インフルエンザが市内で発生した場合に県家畜保健衛生所が行う、農場の従業員及び感染家きん等の殺処分に従事する者への健康管理を支援し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の必要性について助言を行う。【健康福祉局、環境創造局】

## V 情報提供・共有

- 1 高病原性鳥インフルエンザの海外での発生状況について情報収集を行い、対応措置、ウイルスに関する事等について、適宜、メディア等へ情報提供する。【都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、環境創造局、安全管理局】
- 2 高病原性鳥インフルエンザについて、ホームページ等により、市民向けに感染予防等についての情報提供を行うとともに、相談窓口を設置する。【都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局】

### フェーズ3 A

(ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にはない。)

**=国内非発生=**

※フェーズ2 Aの対策を継続・強化、フェーズ3 B以降の対策を事前検討

## ☆ 危機管理体制

海外で鳥インフルエンザ患者が発生した場合、副市長を議長とする「横浜市新型インフルエンザ対策推進会議」を設置し、海外での患者発生と対応状況を確認するとともに、国内での患者発生や流行に備えて対策を講じる。

## I 計画と連携

### 1 行動計画の見直し

- (1) 「横浜市新型インフルエンザ対策行動計画」について、随時、見直しを行う。【健康福祉局、安全管理局、関係区局】
- (2) 行動計画を踏まえ、各区局における対策を検討する。【各区局】
- (3) 各区局の対策について、情報共有を図る。【各区局】

### 2 情報収集

高病原性鳥インフルエンザのヒト、動物での発生・防疫措置状況等について国内・県内関係機関等との情報交換を行う。【健康福祉局、環境創造局】

## II サーベイランス

- 1 県家畜保健衛生所が実施する、家きん等におけるインフルエンザのサーベイランスの情報を収集する。【健康福祉局、環境創造局】

- 2 家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報について、県家畜保健衛生所に協力する。【環境創造局】
- 3 二類感染症に位置付けられている「鳥インフルエンザ（H5N1）」及び四類感染症に位置付けられている「鳥インフルエンザ（H5N1を除く）」について、医療機関及び獣医師からの届出により国内の発生動向を把握する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- 4 疑似症サーベイランスにより、インフルエンザ様症状を呈する患者の発生動向を把握する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- 5 厚生労働省の行動計画において、フェーズ4から開始するとされているクラスターサーベイランスについて、厚生労働省から情報収集し、市内で実施する場合の実施方法や対象医療機関の選定等について検討を行う。【健康福祉局（衛生研究所）】

### Ⅲ 予防と封じ込め

#### 1 横浜検疫所との連携

- (1) 横浜港感染症対策関係機関連絡調整会議において、横浜港における新型インフルエンザ対策について検討する。【健康福祉局、港湾局、安全管理局、関係区局】
- (2) 横浜検疫所と連携し、新型インフルエンザに関する検疫ガイドラインを関係機関へ周知する。【健康福祉局】
- (3) 検疫法に基づき横浜検疫所が行う、港湾施設からの感染、及び感染の拡散防止などの対応に協力する。【健康福祉局、港湾局、安全管理局、関係区局】
- (4) 新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン等に基づく図上訓練や実地訓練に協力する。【健康福祉局、港湾局、安全管理局、関係区局】

#### 2 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策

- (1) 県家畜保健衛生所が行う飼養家きんへの発生予防対策（農場での人や車両の消毒、野鳥の進入防止等）を支援する。【環境創造局】

- (2) 県家畜保健衛生所が実施する、感染家きん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きんの移動制限等）に協力する。【環境創造局、関係区局】
- (3) 県家畜保健衛生所が実施する、農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について必要な支援を行う。【健康福祉局、環境創造局】
- (4) 被害処分羽数が大規模となるなど、緊急に対応する必要がある、県が自衛隊の部隊等に支援を依頼する場合の情報を収集する。【資源循環局、環境創造局、安全管理局、処分場所所管区】
- (5) 高病原性鳥インフルエンザがトリに急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となった時に、県家畜保健衛生所が必要に応じ、農林水産省の家きん用備蓄ワクチンを使用する場合の情報を収集する。【健康福祉局、環境創造局】
- (6) 県が家畜伝染病予防法に基づく患畜等に対する手当金等により、影響を受けた農家の経営再開等を支援する際、市としての支援策を検討する。【環境創造局、経済観光局】

### 3 抗インフルエンザウイルス薬

- (1) 抗インフルエンザウイルス薬の確保  
抗インフルエンザウイルス薬の国・県の備蓄量、備蓄方法等を把握する。【健康福祉局】

#### ●厚生労働省等の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量（H20.9.30現在）

〔治療用タミフル〕 総備蓄量： 2,500 万人分]

①政府及び都道府県備蓄量： 2,100 万人分

政府： 1,050 万人分

都道府県：1,050 万人分

②流通備蓄量： 400 万人分

〔治療用リレンザ〕 総備蓄量（政府）： 135 万人分]

〔予防投薬用タミフル〕 総備蓄量（政府）： 300 万人分]

○厚生労働省の行動計画に基づく神奈川県の備蓄量

・71万6千人分（うち横浜市分：29万5千人分）

- (2) 抗インフルエンザウイルス薬の適正流通  
抗インフルエンザウイルス薬が安定的に供給されているか確認する。【健康福祉局】
- (3) 抗インフルエンザウイルス薬の本市独自備蓄  
国、県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量等を踏まえ、本市における備蓄計画やその使用方法について検討する。【健康福祉局】

#### 4 ワクチン

- (1) 科学的知見の収集、整理、分析
  - ア 厚生労働省におけるプレパンデミックワクチンの安全性・有効性等の研究に関する情報収集を行う。【健康福祉局】
  - イ 本市における医療従事者及び社会機能維持者等、緊急的にワクチン接種が必要な者の把握に努める。【健康福祉局、安全管理局、病院経営局】
  - ウ プレパンデミックワクチン接種に必要な接種体制や接種用具を確保する。【健康福祉局】
- (2) パンデミックワクチン接種体制の検討  
厚生労働省が定める接種に関する基本指針の策定及び接種実施ガイドラインの整備を受けて、以下の項目の検討を行なう。【健康福祉局】
  - ◇疫学情報、製造可能量に基づく接種優先順位
  - ◇接種場所（福祉保健センター・医療機関・施設等）の登録と必要物品・設備の確保
  - ◇接種実施のための職域・地域人材の登録と実施トレーニングの検討
  - ◇パイロット地域での接種の予行演習の実施

#### 5 その他

- 学校・家庭を含め、家きん飼養等に対し、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。【こども青少年局、健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局】

## IV 医療

### 1 発熱外来の設置準備

- (1) フェーズ4Bで立ち上げる、新型インフルエンザの患者とそれ以外を振り分けるための「発熱外来」の設置に向け、関係医療機関と調整を行う。【健康福祉局】

◇発熱外来設置予定医療機関

市立病院、市立大学附属病院、地域中核病院、公的性格を有する病院 等

- (2) 「発熱外来」設置に必要な医療資機材について検討し、確保に努める。【健康福祉局】

- (3) 「発熱外来」設置時の検査体制について、医療機関から衛生研究所への搬送方法、衛生研究所での検査体制、結果の通知方法等について検討する。【健康福祉局】

### 2 入院患者受入医療機関の確保

フェーズ4、5で新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む）の診療・治療にあたる医療機関等の整備を進める。また、パンデミック時に、一日当たり最大2,800人と想定される入院患者を受入れる医療機関について、市内医療機関等と調整を行う。なお、患者の受入れにあたっては、医療機関の空床状況等を確認して調整する。【健康福祉局、病院経営局】

- (1) 感染症指定医療機関の感染症病床を活用する。

#### ● 横浜市内の感染症指定医療機関の状況（H20.12.1現在）

- 第一種感染症指定医療機関： 1施設（病床数 2床）  
※横浜市立市民病院
- 第二種感染症指定医療機関： 1施設（病床数24床）  
※横浜市立市民病院

- (2) 感染症指定医療機関の感染症病床では隔離患者の対応に不足が生じる場合、結核病床を利用する。

#### ● 利用予定の結核病床（H20.12.1現在）

- ※ 公立大学法人横浜市立大学附属病院 16床
- ※ 県立循環器呼吸器病センター 60床

- (3) 感染症指定医療機関、結核病床で収容できなくなった場合を想定して、市立病院や地域中核病院、公的性格を有する病院等を中心に、調整を行う。

◇独立行政法人 国立病院機構 横浜医療センター 50床  
◇市立病院、市立大学附属病院、地域中核病院、公的性格を有する病院等

### 3 医療体制の整備

- (1) 市内での患者発生に備え、搬送体制の整備を確認するとともに、感染予防策を周知する。【健康福祉局】
- (2) 入院患者受入医療機関、区福祉保健センター、安全管理局等で必要な医療資機材（例：PPE、レスピレーター、迅速診断キット等）の整備状況や搬送能力等について調査を行い、確保に努める。【健康福祉局、安全管理局、病院経営局、各区】
- (3) 厚生労働省が策定する、医療体制、検査診断、感染対策、ワクチン接種、抗インフルエンザウイルス薬等に関するガイドラインを医療機関に周知する。【健康福祉局】
- (4) 県及び医療機関、その他関係機関と協力し、市内発生を想定したシミュレーション演習を行う。【健康福祉局、安全管理局、関係区局】
- (5) パンデミック時には、原則として全ての医療機関で外来患者を受け入れることになるため、がん医療や透析など、常に必要とされる医療の提供方法について検討する。【健康福祉局】
- (6) 地域の医療機能維持の観点から、特殊医療・高度専門医療を行う病院など、新型インフルエンザ患者（疑い例を含む）の一般外来及び入院対応を行わない病院について検討する。【健康福祉局】

### 4 施設等における医療提供手段の検討

児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。【こども青少年局、健康福祉局】

## 5 その他

- (1) パンデミック時の在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等について検討を行う。【こども青少年局、健康福祉局、各区】
- (2) パンデミック時に備え、病院内外で一時遺体安置所として使用する場所の確保に努める。【市民活力推進局、健康福祉局、病院経営局、各区】
- (3) 火葬場の処理能力についての把握・検討を行う。【健康福祉局】

## V 情報提供・共有

### 1 情報提供

- (1) 市民に対し、海外での鳥インフルエンザの発生及び対応状況について、適宜、情報提供する。また、市内の外国人に対しても情報提供を行う。【都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、環境創造局、安全管理局】
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザの感染予防策等について、ホームページ等により、情報提供を行う。【都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、環境創造局】  
  
《掲載例》  
Q & A、流行時に想定される事態、推奨する感染予防策
- (3) 事業者・職場における対策ガイドライン、一般家庭・コミュニティ・市町村における対策ガイドライン等の内容を、広く市民に周知する。【健康福祉局、各区】
- (4) パンデミック時には、社会機能の低下や外出制限等が予測されることから、パンデミック等の発生を防止するとともに、市民一人ひとりの協力を得られるよう、想定される事態や望まれる対応等について、事業者や市民に事前に周知を図る。【各区局】
- (5) 国内での新型インフルエンザ発生後の広報のあり方を検討する。【関係区局】

## 2 相談窓口の設置

- (1) 健康福祉局と区役所に市民からの相談窓口を設置し、適切な情報提供を図る。【健康福祉局、各区】
- (2) 健康福祉局に医療機関からの24時間連絡窓口を設置する。【健康福祉局】
- (3) フェーズ4Aで健康福祉局及び各区に設置予定の、市民からの問い合わせ受付窓口「発熱相談センター」の設置準備を行う。【健康福祉局、各区】

**フェーズ3B**

(ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的に無い)

**=国内発生=**

※市内での流行に備えた事前対策の開始、感染拡大の徹底的な封じ込め

**☆ 危機管理体制**

鳥インフルエンザのヒトへの感染事例が国内で発生した場合は、「新型インフルエンザ対策本部」(市本部長：市長)、各区に「〇〇区新型インフルエンザ対策本部」(区本部長：区長)を設置し、危機管理体制を発動する。

**I 計画と連携****1 横浜市の体制**

- (1) 適切な危機管理対策を迅速に講じるため、情報収集及び事前対策を実施し、関係区局の連携体制の強化と共有化を図る。【各区局】
- (2) 「横浜市新型インフルエンザ対策行動計画」について、随時、見直しを行う。【健康福祉局、安全管理局、関係区局】

**2 情報収集**

鳥インフルエンザのヒト、動物での発生・防疫措置状況等について国、県等と情報交換を行い、連携して対応にあたる。【健康福祉局、環境創造局、安全管理局】

**II サーベイランス**

- 1 発生事例を踏まえ、県家畜保健衛生所が実施する、家きん等におけるインフルエンザのサーベイランスの情報を収集する。【健康福祉局、環境創造局】
- 2 二類感染症に位置付けられている「鳥インフルエンザ(H5N1)」及び四類感染症に位置付けられている「鳥インフルエンザ(H5N1を除く)」について、医療機関及

- び獣医師からの届出により国内の発生動向を把握する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- 3 医療機関に「鳥インフルエンザ（H5N1）」及び「鳥インフルエンザ（H5N1を除く）」を否定できない患者が受診した場合は、速やかに最寄りの福祉保健センターに届け出るよう依頼する。【健康福祉局、各区】
  - 4 疑似症サーベイランスにより、インフルエンザ様症状を呈する患者の発生動向を把握する【健康福祉局（衛生研究所）】
  - 5 厚生労働省の行動計画において、フェーズ4から開始するとされている、クラスターサーベイランスについて、医療関係団体や各関係機関との協議・調整を行う。【健康福祉局（衛生研究所）】

### Ⅲ 予防と封じ込め

#### 1 横浜検疫所との連携

- (1) 横浜港感染症対策関係機関連絡調整会議において、横浜港における新型インフルエンザ対策について検討する。【健康福祉局、港湾局、安全管理局、関係区局】
- (2) 横浜検疫所と連携し、新型インフルエンザに関する検疫ガイドラインを関係機関に周知する。【健康福祉局】
- (3) 検疫法に基づき横浜検疫所が行う、港湾施設からの感染、及び感染の拡散防止などの対応に協力する。【健康福祉局、港湾局、安全管理局、関係区局】
- (4) 新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン等に基く図上訓練や実地訓練に協力する。【健康福祉局、港湾局、安全管理局、関係区局】

#### 2 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策

- (1) 県家畜保健衛生所が行う飼養家きんへの発生予防対策（農場での人や車両の消毒、野鳥の進入防止等）を支援する。【環境創造局】
- (2) 他へのまん延を徹底的に封じ込めるよう、県家畜保健衛生所が実施する、感染家きん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きんの移動制限等）に協力する。【環境創造局、関係区局】

- (3) 県家畜保健衛生所が実施する、農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について必要な支援を行う。【健康福祉局、環境創造局】
- (4) 県家畜保健衛生所が行う防疫措置に伴い、神奈川県警察が必要に応じて周辺地域において警戒活動等を行う場合の情報を収集する。【健康福祉局、安全管理局】
- (5) 被害処分羽数が大規模となるなど、緊急に対応する必要性があり、県が自衛隊の部隊等に支援を依頼する場合の情報を収集する。【資源循環局、環境創造局、安全管理局、処分場所所管区】
- (6) 高病原性鳥インフルエンザがトリに急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となった時に、県家畜保健衛生所が必要に応じ、農林水産省の家きん用の備蓄ワクチンを使用する場合の情報を収集する。【健康福祉局、環境創造局】
- (7) 県が家畜伝染病予防法に基づく患畜等に対する手当金等により、影響を受けた農家の経営再開等を支援する際に、市としての支援策を検討する。【環境創造局、経済観光局】
- (8) 農林水産省が、発生確認後立ち上げた感染経路究明チームに協力し、県家畜保健衛生所が行う感染源・感染経路に係る調査について情報収集する。【健康福祉局、環境創造局】
- (9) 感染源に対する迅速な措置について、各関係者に要請する。【健康福祉局、環境創造局、各区】

### 3 輸入動物対策

ペット鳥取扱業者や、動物園等において、濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、健康チェック等を行う。【健康福祉局、環境創造局、各区】

### 4 抗インフルエンザウイルス薬

#### (1) 情報収集

WHO等から抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性等、広く情報を収集する。【健康福祉局】

- (2) 抗インフルエンザウイルス薬の確保  
抗インフルエンザウイルス薬の国や県の備蓄量、備蓄方法等を把握する。【健康福祉局】
- (3) 抗インフルエンザウイルス薬の適正流通  
抗インフルエンザウイルス薬が安定的に供給されているか確認する。【健康福祉局】
- (4) 抗インフルエンザウイルス薬の本市独自備蓄  
必要に応じ、本市備蓄の抗インフルエンザウイルス薬の使用について検討する。【健康福祉局】

## 5 ワクチン

- (1) 開発・生産体制
  - ア 厚生労働省におけるプレパンデミックワクチン原液の製造、貯留についての情報収集を行う。【健康福祉局】
  - イ 本市における医療従事者及び社会機能維持者等、緊急的にワクチン接種が必要な者をリストアップする。【健康福祉局、安全管理局、病院経営局、各区】
  - ウ プレパンデミックワクチン接種に必要な接種用具を接種場所等へ配布する。【健康福祉局】
- (2) パンデミックワクチン接種体制の検討  
厚生労働省の定める接種に関する基本指針及び接種実施ガイドラインを受けて、以下の項目の検討を行う。【健康福祉局】

◇供給量に一定の限界がある段階における接種優先順位

## 6 その他

- (1) 家庭・学校等を含め、家きん飼養者等に対し、家きんと野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。【こども青少年局、健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局】
- (2) 市立学校の児童生徒による飼育動物接触を中止する。【教育委員会事務局】

## IV 医療

### 1 発熱外来の設置準備

- (1) 発熱外来設置医療機関において、フェーズ4Bでの設置に向けた準備を開始する。  
【健康福祉局】
- (2) 発熱外来設置に必要な物資等を、発熱外来設置医療機関に提供する。【健康福祉局】

### 2 入院患者受入医療機関における患者受入準備

感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関に対し、空床状況等を確認し、患者が増加した場合の受入について調整する。また、パンデミック時に、一日当たり最大2,800人と想定される入院患者を受入れる医療機関について、医療機関等と調整を行う。【健康福祉局、病院経営局】

- (1) 感染症指定医療機関の感染症病床を活用する。

#### ● 横浜市内の感染症指定医療機関の状況 (H20.12.1現在)

- 第一種感染症指定医療機関： 1施設 (病床数 2床)  
※横浜市立市民病院
- 第二種感染症指定医療機関： 1施設 (病床数 24床)  
※横浜市立市民病院

- (2) 感染症指定医療機関の感染症病床では隔離患者の対応に不足が生じる場合、結核病床等を利用する。

#### ● 利用予定の結核病床等 (H20.12.1現在)

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| ※ 公立大学法人横浜市立大学附属病院 | 16床 |
| ※ 県立循環器呼吸器病センター    | 60床 |

- (3) 感染症指定医療機関、結核病床で収容できなくなった場合を想定して、市立病院や地域中核病院、公的性格を有する病院等を中心に、調整を行う。

- |                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| ◇ 独立行政法人 国立病院機構 横浜医療センター           | 50床 |
| ◇ 市立病院、市立大学附属病院、地域中核病院、公的性格を有する病院等 |     |

- (4) 市内での患者発生に備え、搬送体制の整備を再確認するとともに、感染予防策を徹底する。【健康福祉局】
- (5) 入院患者受入医療機関、区福祉保健センター、安全管理局で必要な医療資機材（例：PPE、レスピレーター、迅速診断キット等）の整備状況や搬送能力等を確認する。【健康福祉局、安全管理局、病院経営局、各区】
- (6) 厚生労働省の、医療体制、検査診断、感染対策、ワクチン接種、抗インフルエンザウイルス薬等に関するガイドラインを医療機関に周知徹底する。【健康福祉局】

### 3 鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応

- (1) 厚生労働省からの発生状況に関する緊急情報に留意する。また、厚生労働省における「鳥インフルエンザ（H5N1）」及び「インフルエンザ（H5N1を除く）」等の届出基準の確認、見直し等について情報収集を行い、必要に応じ関係機関に周知する。【健康福祉局】
- (2) 症例定義を満たす患者の届出があった場合は、感染症指定医療機関等に速やかに搬送し、入院等の措置を講じるとともに、検体検査を行う。【健康福祉局、病院経営局、関係区】
- (3) 必要に応じ、届出のあった医療機関に出向いて患者の検体を確保し、衛生研究所に搬送する。【健康福祉局（衛生研究所）、関係区】
- (4) 衛生研究所でウイルス検査等を実施し、A型インフルエンザウイルスが検出され、かつ、H1、H3のいずれでもない場合には、国立感染症研究所へ検体を送付し、確認検査を依頼する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (5) 感染拡大を最小限に止めるべく、積極的疫学調査を実施し、患者調査、感染源調査及び接触者への対応（接触者の範囲の特定、有症時の対応指導等）を行う。死亡例が出た場合の対応（剖検実施、埋葬方法等）等についても検討する。【健康福祉局、病院経営局、各区】
- (6) 感染源に対する迅速な措置について、各関係者に要請する。【健康福祉局、環境創造局、各区】
- (7) 必要に応じ、厚生労働省、県へ連絡を行う。【健康福祉局】

#### 4 施設等における医療提供手段の検討

児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。【こども青少年局、健康福祉局】

#### 5 その他

- (1) パンデミック時の在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等について検討を行う。【こども青少年局、健康福祉局、各区】

◇在宅者の見回り・往診・訪問看護・医療機関への搬送

◇食料や生活物資の提供

◇自宅死亡者への対応

- (2) パンデミック時に備え、病院内外で一時遺体安置所として使用する場所の確保に努める。【市民活力推進局、健康福祉局、病院経営局、各区】

- (3) 火葬場の処理能力についての把握・検討を行う。【健康福祉局】

## V 情報提供・共有

### 1 情報提供

- (1) 市民に対し、国内での鳥インフルエンザの発生及び対応状況について、適宜、情報提供する。また、市内の外国人に対しても情報提供を行う。【都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、環境創造局、安全管理局】

- (2) 高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザの感染予防策等について、ホームページ等により情報提供を行う。【健康福祉局、環境創造局】

《掲載例》

Q&A、流行時に想定される事態、推奨する感染予防策

- (3) 事業者・職場における対策ガイドライン、一般家庭・コミュニティ・市町村における対策ガイドライン等の内容を、広く市民に徹底する。【健康福祉局、各区】

- (4) パンデミック時には、社会機能の低下や外出制限等が予測されることから、パニック等の発生を防止するとともに、市民一人ひとりの協力を得られるよう、それぞれの発生段階において想定される事態や望まれる対応等について、事業者や市民に徹底する。【各区局】
  
- (5) 国内での新型インフルエンザ発生後の広報のあり方を検討する。【関係区局】

## 2 相談窓口の設置

- (1) 健康福祉局と区役所に市民からの相談窓口を設置し、適切な情報提供を図る。  
【健康福祉局、各区】
  
- (2) 健康福祉局に医療機関からの24時間連絡窓口を設置する。【健康福祉局】

**フェーズ4A**

(ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている)

**フェーズ5A**

(ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生がみられる。パンデミック発生のリスクが高まる。)

**フェーズ6A**

(パンデミックが発生し、世界の一般社会で急速に感染が拡大している)

**=国内非発生=**

※市内での流行に備えた事前対策の実施

## ☆ 危機管理体制

海外でヒトーヒト感染をする新型インフルエンザが発生した場合は、「横浜市新型インフルエンザ対策本部」(市本部長：市長)を設置、各区に「〇〇区新型インフルエンザ対策本部」(区本部長：区長)を設置し、国内での新型インフルエンザの発生に備え、監視及び医療体制等を一層強化する。

### I 計画と連携

#### 1 感染症法に基づく対応等

新型インフルエンザ等感染症が発生したと認められたときは、厚生労働省が、病原体であるウイルスの血清型及び検査方法、診断及び治療、感染防止方法、感染症法の規定により実施する措置その他必要な情報を公表することとなっている。市内医療機関等に周知し、あらためて新型インフルエンザを否定できない患者が受診した場合の、最寄りの福祉保健センターへの迅速な届出を要請する。【健康福祉局、各区】

#### 2 感染発生国・地域の情報収集

厚生労働省が公表する新型インフルエンザが発生した地域の情報を把握し、必要に応じて関係機関に周知する。【健康福祉局】

#### 3 行動計画の見直し

厚生労働省の行動計画等の見直しに関する情報収集を行い、市の行動計画の見直しについて検討する。【健康福祉局、安全管理局、関係区局】

## II サーベイランス

### 1 発生動向の把握

新型インフルエンザ（疑い症例も含む）の発生動向について把握する。【健康福祉局】

### 2 疑似症サーベイランスの実施

疑似症サーベイランスを継続し、インフルエンザ様症状を呈する患者の発生状況をリアルタイムに把握する。【健康福祉局（衛生研究所）】

### 3 クラスターサーベイランスの実施

厚生労働省の要請を受け、感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するため、フェーズ4Aにおいて、市内でのクラスターサーベイランスを開始する。【健康福祉局（衛生研究所）、教育委員会事務局】

## III 予防と封じ込め

### 1 検疫・出入国者等対策

- (1) 海外で発生した新型インフルエンザの感染経路、病原性等の情報を基にした、「新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン」等の見直しについて情報を収集し、必要に応じて関係機関に周知する。【健康福祉局】
- (2) 検疫法に基づき横浜検疫所が行う、港湾施設からの感染、及び感染の拡散防止などの対応に協力する。【健康福祉局、港湾局、安全管理局、関係局区】
- (3) 発生地域から日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいた場合等に備え、防疫措置、疫学調査、指定医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視の実施等について、検疫所、その他関係機関との連携を確認・強化する。【健康福祉局、港湾局、病院経営局】
- (4) 国際航空・船舶の会社から、到着前に検疫所に対して、発生地域からの入国者の中にインフルエンザ様症状を有する者が乗っているとの通報があった場合に、検疫所が指示する機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、客室乗務員の特定等）、検体検査、疫学調査、指定医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視等についての情報を収集する。【健康福祉局】

- (5) 必要に応じて、有症者が発生した航空機・船舶に同乗していた者の健康監視に協力する。【健康福祉局、関係区】

## 2 抗インフルエンザウイルス薬

- (1) WHO等から抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性等、広く情報を収集する。【健康福祉局】
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬の確保  
国・県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、備蓄方法、流行時の放出方法等を把握する。【健康福祉局】
- (3) 抗インフルエンザウイルス薬の本市独自備蓄  
国、県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量等を踏まえ、本市における備蓄量及びその使用方法を見直す。【健康福祉局】

## 3 ワクチン

- (1) プレパンデミックワクチンの接種  
厚生労働省の指示に基づき、プレパンデミックワクチンが配布され次第速やかに、本人の同意を得た上で、接種対象者に対してプレパンデミックワクチンの接種を開始する。【健康福祉局】
- (2) パンデミックワクチンの開発・生産体制の情報収集  
厚生労働省が行うパンデミックワクチン製造用候補株の見直し・開発や、生産の開始、接種開始等に関する情報、ワクチン供給量に一定の限界がある場合の優先接種者に関する情報収集を行うとともに、接種体制（接種場所、接種医、接種用具の確保等）について検討する。【健康福祉局】

## IV 医療

### 1 新型インフルエンザに対する症例定義

厚生労働省の新型インフルエンザに対する症例定義及びその修正等に留意し、症例定義が示され次第、関係機関に周知し、あらためて新型インフルエンザを否定できない患者が受診した場合の、最寄りの福祉保健センターへの迅速な届出を要請する。【健康福祉局、各区】

## 2 発熱外来の設置準備

- (1) フェーズ4 Aにおいて、発熱外来設置に必要な物資等を、発熱外来設置医療機関に提供するなど、フェーズ4 Bでの設置に向けた準備を開始する。【健康福祉局】
- (2) 市民に対し、新型インフルエンザの国内発生後は、発熱や呼吸器症状をが生じた者は最寄りの発熱外来を受診し、一般医療機関を受診しないよう周知徹底する。【健康福祉局、各区】

## 3 疑い症例への対応

新型インフルエンザ疑い患者を診断した場合は検体検査を行うとともに、本人の渡航歴等を確認し、感染症指定医療機関に搬送し、検査・診療を行う。【健康福祉局】

※新型インフルエンザ疑い症例の検体が確保できた場合は、衛生研究所へ送付し亜型の検査を行う。

## 4 抗インフルエンザウイルス薬の限定使用

- (1) 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を勘案し、必要に応じて、医療機関に対して、通常のインフルエンザ（H1N1、H3N2、B型）患者には、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう指導する。【健康福祉局】
- (2) 県と調整の上、抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。【健康福祉局】

## V 情報提供・共有

### 1 情報提供

- (1) 市民に対し、新型インフルエンザの発生及び対応状況を、適宜、情報提供する。また、市内の外国人に対しても情報提供を行う。【都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、環境創造局、安全管理局】
- (2) 新型インフルエンザの感染予防策等について、ホームページ等により情報提供を行う。【健康福祉局】

《掲載例》

Q&A、流行時に想定される事態、推奨する感染予防策（不要不急の外出の自粛等）、相談窓口、発熱等が生じた場合の受診方法等

- (3) 事業者・職場における対策ガイドライン、一般家庭・コミュニティ・市町村における対策ガイドライン等の内容を、広く市民に周知する。【健康福祉局、各区】
- (4) パンデミック時には、社会機能の低下や外出制限等が予測されることから、パニック等の発生を防止するとともに、市民一人ひとりの協力を得られるよう、それぞれの発生段階において想定される事態や望まれる対応等について、事業者や市民に徹底する。【各区局】

### 2 相談窓口の設置

- (1) フェーズ4Aにおいて、健康福祉局及び各区役所に、市民からの相談対応窓口である「発熱相談センター」を設置する。【健康福祉局、各区】
- (2) 健康福祉局に医療機関からの24時間連絡窓口を設置する。【健康福祉局】

**フェーズ4B**

(ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、

感染集団は小さく限られている)

**=国内発生=**

※感染拡大の徹底的な封じ込め、大流行に備えた事前対策

**☆ 危機管理体制**

新型インフルエンザが国内発生した場合は、「新型インフルエンザ対策本部」(市本部長：市長)を設置、各区に「〇〇区新型インフルエンザ対策本部」(区本部長：区長)を設置し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

**I 計画と連携****1 感染症法に基づく対応等**

新型インフルエンザ等感染症が発生したと認められたときに厚生労働省が公表する、病原体であるウイルスの血清型及び検査方法、診断及び治療、感染防止方法、感染症法の規定により実施する措置その他必要な情報を市内医療機関等に周知し、あらためて新型インフルエンザを否定できない患者が受診した場合の、最寄りの福祉保健センターへの迅速な届出を要請する。【健康福祉局、各区】

**2 感染発生国・地域の情報収集**

厚生労働省が発表する情報のほか、WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等から広く情報を収集し、必要に応じて関係機関に周知する。【健康福祉局(衛生研究所)】

**3 国内・県内の連携・協力**

新型インフルエンザの発生状況、抗インフルエンザウイルス薬の使用状況等について、国内・県内関係機関等との情報交換を行う。【健康福祉局】

## Ⅱ サーベイランス

### 1 クラスターサーベイランスの実施

感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するため、市内でのクラスターサーベイランスを開始する。【健康福祉局(衛生研究所)、教育委員会事務局】

### 2 疑似症サーベイランスの実施

疑似症サーベイランスにより、インフルエンザ様疾患を呈する患者の発生状況をリアルタイムに把握する。【健康福祉局(衛生研究所)】

## Ⅲ 予防と封じ込め

### 1 検疫・出入国者等対策

- (1) 発生した新型インフルエンザの感染経路、病原性等の情報をもとに見直された「新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン」等に基づき、横浜検疫所と連携した対応を行う。【健康福祉局】
- (2) 検疫法に基づき横浜検疫所が行う、港湾施設からの感染、及び感染の拡散防止などの対応に協力する。【健康福祉局、港湾局、安全管理局、関係局区】
- (3) 発生地域から日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいた場合等に備え、防疫措置、疫学調査、指定医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視の実施等について、検疫所、その他関係機関との連携を確認・強化する。【健康福祉局、港湾局、病院経営局】
- (4) 横浜検疫所が発生地域からの入国者に対し実施する、新型インフルエンザ患者のふるい分けや以下の措置の情報を収集する。【健康福祉局】

- ◇新型インフルエンザ患者（疑い患者含む）の検疫法に基づく停留、隔離、治療
- ◇新型インフルエンザ患者が乗っていた国際航空機・船舶の乗客に対する積極的疫学調査

- (5) 国際航空・船舶の会社から、到着前に検疫所に対して、発生地域からの入国者の中にインフルエンザ様症状を有する者が乗っているとの通報があった場合に、検疫所が指示する機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、客室乗務員の特定等）、検体検査、疫学調査、指定医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視等についての情報を収集する。【健康福祉局】
- (6) 必要に応じて、有症者が発生した航空機・船舶に同乗していた者の健康監視に協力する。【健康福祉局、関係区】

## 2 市民の社会活動の自粛要請

市民、各関係者に対して、次の点を自粛要請、周知する。【関係区局】

- ◇市として大規模集会開催におけるガイドラインの公表や不要不急の旅行等の自粛を要請する。
- ◇発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動は自粛を要請する。
- ◇患者が関係する発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。
- ◇市立学校については、教育委員会が適切な対応を指示する。
- ◇発生地域における事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を要請する。
- ◇発生地域における住民、施設入所者等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。

## 3 抗インフルエンザウイルス薬

### (1) 情報収集

WHO等から抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性等、広く情報を収集する。  
【健康福祉局】

### (2) 抗インフルエンザウイルス薬の確保

国、県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、備蓄方法、医療機関等への放出方法等を把握する。【健康福祉局】

(3) 家庭・施設内予防投与

厚生労働省の指示に基づき、発生初期において、必要に応じて、患者が滞在した家庭・施設等に所属する者全員を対象とした予防投与を実施する。【健康福祉局、各区】

(4) 濃厚接触者への予防投与

抗インフルエンザウイルス薬の予防投与については、早期対応の充実を図り、まん延防止効果を高めるため、濃厚接触者、十分な防護なく患者を診察した医療機関の医療従事者を優先するよう依頼する。【健康福祉局】

※有効性が確認されているワクチン接種を受けている場合は、感染者に接触後、インフルエンザ様症状が出た時点で投与することを原則とする。

(5) 本市独自備蓄の抗インフルエンザウイルス薬

必要に応じ、本市備蓄の抗インフルエンザウイルス薬の使用について検討する。【健康福祉局】

#### 4 ワクチン

(1) 厚生労働省の指示に基づき、プレパンデミックワクチンが配布され次第、速やかに、接種対象者の同意を得た上で、プレパンデミックワクチンの接種を開始する。【健康福祉局】

(2) 厚生労働省による、パンデミックワクチンの生産状況及び、ワクチン供給量に一定の限界がある場合の優先接種者に関する情報収集を行うとともに、接種体制について検討する。【健康福祉局】

#### 5 モニタリング

接種の開始に伴い、厚生労働省が実施する接種実施モニタリングのワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析の情報を把握する。【健康福祉局】

### IV 医療

#### 1 医療機関等の整備

フェーズ6Bにおいて当初計画の患者数想定を大きく上回る患者が発生した場合を想定し、患者を収容する大型施設、人員、搬送方法等について検討する。【市民活力推進局、健康福祉局、安全管理局、各区】

## 2 新型インフルエンザに関する症例定義

厚生労働省の新型インフルエンザに対する症例定義及びその修正等に留意し、必要に応じて関係機関に周知するとともに、あらためて新型インフルエンザを否定できない患者が受診した場合の、最寄りの福祉保健センターへの迅速な届出を要請する。【健康福祉局、各区】

## 3 国内発生患者及び接触者

- (1) 新型インフルエンザ患者とそれ以外の患者を振り分けるため、発熱外来を設置し、新型インフルエンザ様症状を呈する患者は一般医療機関を受診せず、発熱外来を受診するよう市民に周知する。【健康福祉局、関係区】
- (2) 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として入院患者受入医療機関において診断・治療を行うこととし、新型インフルエンザが疑われる患者が発熱外来を受診した場合は、検体検査を実施するとともに、本人の渡航歴等を確認し、最寄りの福祉保健センターと調整のうえ、入院患者受入医療機関に移送する。【健康福祉局、各区】
- (3) 必要に応じ、届出のあった医療機関に出向いて患者の検体を確保し、衛生研究所に搬送し、亜型の検査を行う。【健康福祉局、各区】
- (4) 衛生研究所の検査により、搬送した患者が疑い患者となった場合は、感染症法に基づき入院患者受入医療機関への入院勧告を行い、確定診断を行う。【健康福祉局、各区】
 

※確定診断は国立感染症研究所で行う。
- (5) 新型インフルエンザ疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。また、厚生労働省のガイドラインに基づき、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。なお、症状が出現した場合には直ちに入院勧告を行う。【健康福祉局、各区】

## 4 抗インフルエンザウイルス薬の限定使用

- (1) 新型インフルエンザによるパンデミック時の患者対応を勘案し、抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外は、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう医療機関に依頼する。【健康福祉局】
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。【健康福祉局】

## V 情報提供・共有

### 1 情報提供

(1) あらゆる媒体を利用し、市民へ情報提供する。また、市ホームページの内容等について随時更新する。【都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、安全管理局】

◇市内・県内の発生状況、対応状況について情報提供し、市民への不要不急の外出の自粛、感染予防策、発熱等が生じた場合の受診方法等の注意喚起を行う。

◇事業者・職場における対策ガイドライン、一般家庭・コミュニティ・市町村における対策ガイドライン等の内容を、市民に周知する。

◇市内の外国人に対しても情報提供を行う。

(2) パンデミック時には、社会機能の低下や外出制限等が予測されることから、パニック等の発生を防止するとともに、市民一人ひとりの協力を得られるよう、それぞれの発生段階において想定される事態や望まれる対応等について、事業者や市民に徹底する。【関係区局】

### 2 相談窓口の設置

(1) 健康福祉局及び区役所に、市民からの相談対応窓口である「発熱相談センター」を設置する。【健康福祉局、各区】

(2) 健康福祉局に、医療機関からの24時間連絡窓口を設置する。また、診断・治療ガイドライン、Q&Aを作成し、医療機関に配布する。【健康福祉局】

**フェーズ5B**

(ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生がみられる。パンデミック発生のリスクが高まる。)

**=国内発生=**

※フェーズ4Bの対策を継続・強化

**☆ 危機管理体制**

「新型インフルエンザ対策本部」(市本部長：市長)を設置、各区に「〇〇区新型インフルエンザ対策本部」(区本部長：区長)を設置し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

**I 計画と連携**

市民に冷静な対応と不要不急の外出の自粛、マスクの着用、うがい・手洗いの励行を勧奨するとともに、症状が出た場合の受診方法について周知する。【都市経営局、健康福祉局、安全管理局】

**1 感染発生国・地域からの情報収集**

厚生労働省が発表する情報のほか、WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等から広く情報を収集し、必要に応じて関係機関に周知する。【健康福祉局(衛生研究所)】

**2 国内・県内の連携・協力**

新型インフルエンザの発生状況、抗インフルエンザウイルス薬の使用状況等について、国内・県内関係機関等との情報交換を行う。【健康福祉局】

**II サーベイランス****1 クラスタースurveyの実施**

感染のみられた集団(クラスター)を早期発見するため、市内でのクラスタースurveyを継続する。【健康福祉局(衛生研究所)、教育委員会事務局】

## 2 疑似症サーベイランスの実施

- (1) 疑似症サーベイランスにより、インフルエンザ様疾患を呈する患者の発生状況をリアルタイムに把握する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (2) 厚生労働省の指導により、感染症発生動向調査における通常のインフルエンザサーベイランス（定点）を中止する。【健康福祉局（衛生研究所）】

## Ⅲ 予防と封じ込め

### 1 検疫・出入国者等対策

- (1) 横浜検疫所が実施する発生地域からの入国者への質問票及び診察等による新型インフルエンザ患者のふるい分けや以下の措置の情報を収集する。【健康福祉局】
  - ◇新型インフルエンザ患者（疑い患者含む）の検疫法に基づく停留・隔離、治療
  - ◇新型インフルエンザ患者が乗っていた国際航空機・船舶の乗客に対する積極的疫学調査
- (2) 検疫法に基づき横浜検疫所が行う、港湾施設からの感染、及び感染の拡散防止などの対応に協力する。【健康福祉局、港湾局、安全管理局、関係局区】
- (3) 発生地域から日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいた場合等に備え、防疫措置、疫学調査、指定医療機関への隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視の実施等について、検疫所、その他関係機関との連携を確認・強化する。【健康福祉局、港湾局、病院経営局】
- (4) 国際航空・船舶の会社から、到着前に検疫所に対して、発生地域からの入国者の中にインフルエンザ様症状を有する者が乗っているとの通報があった場合に、検疫所が指示する機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、客室乗務員の特定等）、検体検査、疫学調査、指定医療機関への搬送・隔離、停留、接触者や同乗者の健康監視等について情報を収集する。【健康福祉局】
- (5) 必要に応じて、有症者が発生した航空機・船舶に同乗していた者の健康監視に協力する。【健康福祉局、関係区】

## 2 施設等における感染対策の強化

病院・高齢者施設等（基礎疾患を有する者が集まる施設）、行政施設等における感染予防策を強化するよう、各関係機関を通じて依頼する。【行政運営調整局、市民活力推進局、こども青少年局、健康福祉局、各区、病院経営局、】

## 3 市民の社会活動の自粛要請

市民、各関係者に対して、次の点を自粛要請・周知する。【関係局区】

- ◇不要不急の大規模集会や興行施設等、不特定多数の集まる活動について、自粛を要請する。
- ◇患者が関係する発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。
- ◇市立学校については、教育委員会が適切な対応を指示する。
- ◇市内の事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診を要請する。
- ◇全市民に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨し、外出自粛を要請する。

## 4 抗インフルエンザウイルス薬

### (1) 情報収集

WHO等から抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性等、広く情報を収集する。

【健康福祉局】

### (2) 抗インフルエンザウイルス薬の確保

国・県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、備蓄方法、医療機関等への放出方法等を把握する。【健康福祉局】

### (3) 濃厚接触者への予防投与

抗インフルエンザウイルス薬の予防投与については、早期対応の充実を図り、まん延防止効果を高めるため、濃厚接触者、十分な防護なく患者を診察した医療機関の医療従事者を優先するよう依頼する。【健康福祉局】

※有効性が確認されているワクチン接種を受けている場合は、感染者に接触後、インフルエンザ様症状が出た時点で投与することを原則とする。

- (4) 本市独自備蓄の抗インフルエンザウイルス薬  
必要に応じ、本市備蓄の抗インフルエンザウイルス薬の使用について検討する。  
【健康福祉局】

## 5 ワクチン

厚生労働省による、パンデミックワクチンの生産及び、ワクチン供給量に一定の限界がある場合の優先接種者に関する情報の収集を行うとともに、供給開始後速やかに実施できるよう、接種体制を準備する。【健康福祉局】

## 6 モニタリング

接種の開始に伴い、厚生労働省が実施する接種実施モニタリングのワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析の情報を把握する。【健康福祉局】

# IV 医療

## 1 新型インフルエンザに関する症例定義

厚生労働省の新型インフルエンザに対する症例定義の修正等に留意し、必要に応じ関係機関に周知するとともに、あらためて新型インフルエンザを否定できない患者が受診した場合の、最寄りの福祉保健センターへの迅速な届出を要請する。【健康福祉局、各区】

## 2 国内発生患者及び接触者

- (1) 新型インフルエンザ患者とそれ以外の患者を振り分けるため、発熱外来を設置し、新型インフルエンザ様症状を呈する患者は一般医療機関を受診せず、発熱外来を受診するよう市民に周知する。【健康福祉局、関係区】
- (2) 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として入院患者受入医療機関において診断・治療を行うこととし、新型インフルエンザが疑われる患者が発熱外来を受診した場合は、検体検査を実施するとともに、本人の渡航歴等を確認し、最寄りの福祉保健センターと調整のうえ、入院患者受入医療機関に移送する。【健康福祉局、各区】
- (3) 必要に応じ、届出のあった医療機関に出向いて患者の検体を確保し、衛生研究所に搬送し、亜型の検査を行う。【健康福祉局、各区】

※確定診断は国立感染症研究所で行う。

- (4) 衛生研究所の検査により、搬送した患者が疑い患者となった場合は、感染症法に基づき、入院患者受入医療機関への入院勧告を行い、確定診断を行う。【健康福祉局、各区】
- (5) 新型インフルエンザ疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。また、厚生労働省のガイドラインに基づき、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。なお、症状が出現した場合には直ちに入院勧告を行う。【健康福祉局、各区】

## 2 抗インフルエンザウイルス薬の限定使用

- (1) 新型インフルエンザによるパンデミック時の患者対応を勘案し、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外は、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう、医療機関に依頼する。【健康福祉局】
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。【健康福祉局】

## 3 その他

- (1) 児童及び高齢者や障害者等の入所施設等において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段の確保に努める。【健康福祉局、各区】
- (2) 必要に応じ、在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事や生活物資の提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等を行う。【こども青少年局、健康福祉局、各区】

# V 情報提供・共有

## 1 情報提供

あらゆる媒体を利用し、市民へ情報提供する。【都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、安全管理局】

- ◇市内・県内の発生状況、対応状況について情報提供し、市民への不要不急の外出の自粛、感染予防策、発熱等が生じた場合の受診方法等の注意喚起を行う
- ◇事業者・職場における対策ガイドライン、一般家庭・コミュニティ・市町村における対策ガイドライン等の内容を、市民に周知する
- ◇市内の外国人に対しても情報提供を行う

## 2 相談窓口の設置

- (1) 健康福祉局及び区役所に、市民からの相談対応窓口である「発熱相談センター」を設置する。【健康福祉局、各区】
  
- (2) 健康福祉局に、医療機関からの24時間連絡窓口を設置する。【健康福祉局】

**フェーズ6B**

(パンデミックが発生し、世界の一般社会で急速に感染が拡大している)

**=国内発生=**

(最初の流行を第1波とし、その後の小康状態、第2波を含めて、パンデミック期とする。)

※フェーズ5Bの対策を継続・強化

### ☆ 危機管理体制

「新型インフルエンザ対策本部」(市本部長：市長)を設置、各区に「〇〇区新型インフルエンザ対策本部」(区本部長：区長)を設置し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

## I 計画と連携

### 第1波

市長が「非常事態宣言」を行い、市内の対策を強化する。【都市経営局、健康福祉局、安全管理局】

### 小康状態

- 1 「横浜市新型インフルエンザ対策本部」の体制について検討する。【全局区・事業本部】
- 2 厚生労働省が行う行動計画の見直しを踏まえつつ、パンデミック時対策の評価を行い、市の行動計画の見直しを行う。【全局区・事業本部】

### 第2波

第1波を踏まえ、行動計画に基づき、迅速な対応を行う。【全局区・事業本部】

## II サーベイランス

### 第1波

新型インフルエンザ（疑い症例も含む）の発生動向について把握する。厚生労働省の要請により、クラスターサーベイランス等を中止する。【健康福祉局（衛生研究所）】

### 小康状態

サーベイランス等の効果について検証・評価する。【健康福祉局（衛生研究所）】

## III 予防と封じ込め

### 第1波

#### 1 発生事例への対応

医療機関に対し、感染症法に基づく患者への措置（入院、治療方針、疫学調査の内容等）及び患者との接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請の要否、有症時の対応指導等）について必要な要請を行う。【健康福祉局、各区】

#### 2 市民の社会活動の自粛要請

市民、各関係機関に対して、冷静な対応と次の点を自粛要請・周知する。【関係区局】

- ◇大規模施設や興行施設等不特定多数の集まる活動について、原則すべての活動の自粛を要請する。
- ◇市内の学校及び通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。
- ◇市内の事業所や福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診を要請する。
- ◇全市民に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨し、外出自粛を要請する。

### 3 在宅患者等の支援

関係団体等の協力を得ながら、新型インフルエンザに罹患し在宅で療養する者等の支援に努める。【健康福祉局、各区】

- ◇在宅者の見回り・往診・訪問看護・食事の提供・医療機関への移送
- ◇自宅死亡者への対応
- ◇必要に応じて児童・高齢者・障害者等への対応、等

### 4 抗インフルエンザウイルス薬

#### (1) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の中止

厚生労働省の要請により、患者と接触にあたった医療従事者及び社会機能維持者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与措置の中止について、各関係者に周知する。【健康福祉局】

#### (2) 流通の調整

市内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況やインフルエンザの流行状況を基に、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要な量を供給するよう県と調整する。【健康福祉局】

### 5 ワクチン

#### (1) 接種体制

パンデミックワクチン製造後、希望者への接種開始を速やかに開始することができるよう、その動向に留意する。【健康福祉局】

#### (2) パンデミックワクチンの生産継続及び、供給量に一定の限界がある場合の優先接種者に関する情報の収集を行う。【健康福祉局】

### 6 モニタリング

予防接種副反応迅速把握システム等によるモニタリングを行うとともに、ワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析を行う。【健康福祉局】

**IV 医療****第1波****1 患者の治療**

以下のように、各関係機関に周知する。【健康福祉局】

- ◇神奈川県により、感染症法に基づく入院勧告の中止に関する情報収集を行い、必要に応じて関係機関に周知する。
- ◇新型インフルエンザ患者の入院措置の緩和に伴い、全医療機関において診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者に行うこととする。
- ◇新型インフルエンザ患者疑いと診断された者に対して、発症48時間以内に抗インフルエンザウイルス薬により治療を行うこととする。
- ◇入院の必要を認めない者は、必要に応じて投薬を行い、極力自宅での療養を勧める。
- ◇厚生労働省から提示される抗インフルエンザウイルス薬使用に関する治療の優先順位に留意する。

**2 抗インフルエンザウイルス薬の限定使用**

厚生労働省の要請により、新型インフルエンザ患者及び新型インフルエンザ疑い患者以外には、抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう、医療機関に依頼する。【健康福祉局】

**3 入院治療**

- (1) 原則として患者の隔離は行わず、全医療機関において新型インフルエンザ疑い患者に対する診断・治療を行う旨、各関係機関に周知する。【健康福祉局、各区、病院経営局】
- (2) フェーズ3Aにおいて作成した入院患者受入医療機関リストを基に、新型インフルエンザの入院患者の受入れを行うよう各関係機関に周知する。【健康福祉局】
- (3) 当初計画の患者数想定を大きく上回る患者が発生した場合、入院患者数、病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、フェーズ4Bでの検討をもとに利用可能な医療機関以外の大型施設のリストを作成し、入院患者の対応を行うよう依頼する。【市民活力推進局、健康福祉局、安全管理局、各区】

#### 4 その他

- (1) 児童及び高齢者や障害者等の入所施設等において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段の確保に努める。【健康福祉局、各区】
- (2) 必要に応じ、在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事や生活物資の提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等を行う。【こども青少年局、健康福祉局、各区】
- (3) 死亡者が増加した場合、火葬場の処理能力増加を要請し、フェーズ5Aでの検討をもとに、一時的遺体安置所の活用を行うよう要請する。【健康福祉局】

#### 小康状態

- 1 発熱外来を廃止するとともに、医療機関に対して、医療の正常化へ向けた対応を進めるよう依頼し、その旨各関係者に周知する。【健康福祉局、病院経営局】
- 2 医療供給体制の再確認に努める。【健康福祉局、各区】
- 3 介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援に努める。【健康福祉局、教育委員会事務局、各区】

### V 情報提供・共有

#### 第1波

##### 1 情報提供

- (1) 市長が市内の非常事態（新型インフルエンザパンデミック）を宣言し、市としての更なる対策強化を表明する。【全区局・事業本部】
- (2) あらゆる媒体を利用し、市民へ情報提供する。【都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、安全管理局】

◇市内及び国内、海外の発生・対応状況を情報提供し、市民へパニックを起こさず冷静に対応するよう注意喚起を行う。

◇医療対応状況について、随時情報を更新する。

◇市内の外国人に対しても情報提供を行う。

## 小康状態

### 1 情報提供

- (1) 必要に応じ、「発熱相談センター」、医療機関向けの相談窓口を縮小する。【健康福祉局、各区】
- (2) これまでの情報提供体制を評価し、第2波に向けた情報提供体制等の見直し、整備を行う。【都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、安全管理局】
- (3) メディア等に対し、適宜、市内及び国内外の発生・対応状況について情報提供を行う。【都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、安全管理局】

## 後パンデミック期

(パンデミックが発生する前の状態へ、急速に回復する時期)

### ☆ 危機管理体制

「新型インフルエンザ対策本部」(市本部長：市長)を設置、各区に「〇〇区新型インフルエンザ対策本部」(区本部長：区長)を設置し、引き続き維持し再流行に注意しつつ、対策を推進する。

#### I 計画と連携

- 1 厚生労働省における行動計画の見直しも踏まえ、パンデミック期の対応に関する評価、計画の見直しを行う。【全局区・事業本部】
- 2 厚生労働省におけるガイドライン、指針・勧告等の見直し等の情報について各関係者に周知する。【健康福祉局、安全管理局、各区】
- 3 市の行動計画に関する総合評価を行う。【健康福祉局、安全管理局】

#### II サーベイランス

これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、人材、資材の有効活用に向けて検討を行う。【健康福祉局(衛生研究所)】

#### III 予防と封じ込め

- 1 全市的対策  
まん延防止策を順次縮小する。【健康福祉局、安全管理局、各区】

## 2 在宅患者等の支援

市及び各関係団体は、在宅療養者への支援を順次縮小する。【健康福祉局、各区】

## 3 抗インフルエンザウイルス薬

厚生労働省における、パンデミックを踏まえた、抗インフルエンザウイルス薬の使用に係る指針（予防投与、治療方法）の見直し等の情報収集を行い、各関係機関に周知する。【健康福祉局】

## 4 ワクチン

厚生労働省における、投与症例を踏まえた、パンデミックワクチンの安全性・有効性に関する情報収集を行う。【健康福祉局】

# IV 医療

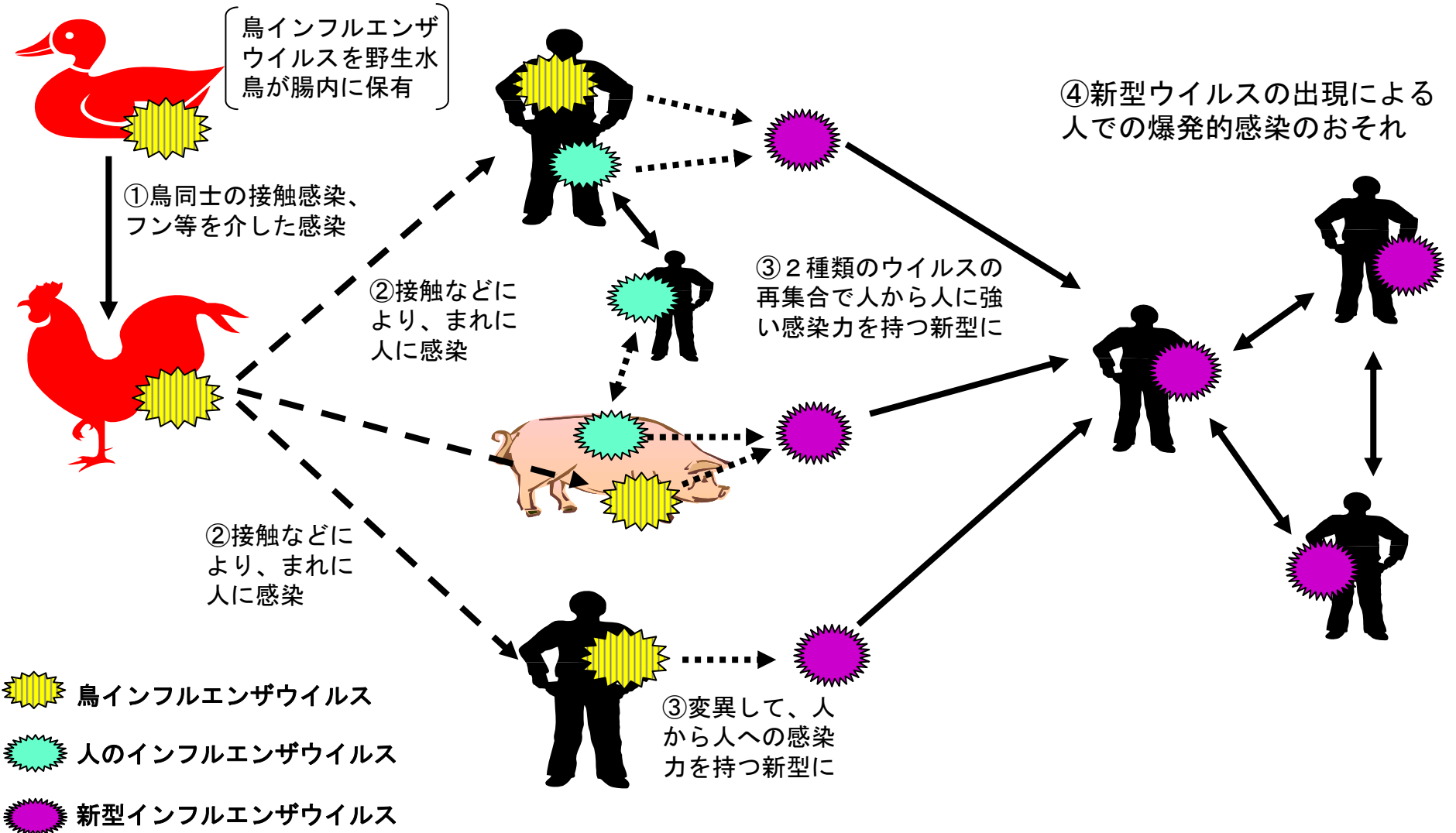
介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援に努める。【健康福祉局、教育委員会事務局、各区】

# V 情報提供・共有

新型インフルエンザ流行終結宣言までは、メディア等に対し、適宜、市内及び国内外の発生・対応状況について情報提供を行う。【都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、安全管理局】

# 参 考 资 料

# 鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係



## 【用語解説】

### ○ インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA／ソ連型、A／香港型というのは、この亜型のことをいう。）

### ○ 鳥インフルエンザ

一般的に、水禽を中心とした鳥類が保有し、ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスの感染症のこと。

このうち感染した鳥が死亡したりするなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

近年トリからヒトへ、インフルエンザウイルス（H5N1）の感染事例を認めるが、病鳥と近距離で接触した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触するなどしたことが多いと考えられており、調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

### ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特にインフルエンザのパンデミックは、近年これがヒトの世界に存在しなかったためにほとんどのヒトが免疫を持たず、ヒトからヒトへ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### ○ 家きん

鶏、あひる、七面鳥及びうずらのこと。

### ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。

### ○ 病原体サーベイランス

感染症サーベイランスの内、特に、感染の原因となった病原体についての発生数や詳細な種類などについて報告してもらい、状況を監視するシステム。

## ○ クラスターサーベイランス

感染のみられた集団（クラスター）を早期に発見するため、一定の大きさの集団を対象に、その集団内における患者の発生動向の報告を行ってもらい、状況を監視するシステム。

## ○ 疑似症サーベイランス

あらかじめ指定する医療機関において、一定の症候を有する患者が診察された場合に、即時的に報告を行ってもらい、疾患発生の現状を把握するシステム。

## ○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

## ○ レスピレーター

人工呼吸器のこと。人工呼吸器とは、救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

## ○ P P E (personal protective equipment)

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切な P P E を考案・準備する必要がある。

## ○ 感染症指定医療機関

特定感染症指定医療機関、第 1 種感染症指定医療機関及び第 2 種感染症指定医療機関のことであり、新感染症、一類感染症、二類感染症の患者の入院を担当する。

\* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

\* 第 1 種感染症指定医療機関：一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\* 第 2 種感染症指定医療機関：二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

## ○ 感染症の定義及び類型

- [一類感染症]: 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。(例: エボラ出血熱、ペスト等)
- [二類感染症]: 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。(例: 急性灰白髄炎、ジフテリア等)
- [三類感染症]: 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症。(例: 腸管出血性大腸菌感染症 (O157) 等)
- [四類感染症]: 人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。(例: A型肝炎、狂犬病等)
- [五類感染症]: 国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。(例: 麻しん、梅毒等)
- [指定感染症]: 既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症。

## ○ 感染症病床、結核病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。

## ○ PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

## ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

## ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザウイルスがパンデミックを起こす以前に、鳥-ヒト感染の患者または鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）。

## ○ パンデミックワクチン

パンデミックが実際に発生した際に、ヒト-ヒト感染を生じたウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

## ○ 発熱外来

新型インフルエンザに係る診療を効率化し、混乱を最小限にするために設置する外来専門の医療施設。国内発生早期では、新型インフルエンザの患者とそれ以外の患者を振り分けることで、両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。患者が増大すれば、軽症者と重症者のトリアージにより、入院治療の必要性を判断することを目的とする。

## ○ 発熱相談センター

市民からの相談を受け付ける電話対応専門窓口。新型インフルエンザ患者の早期発見、当該者が直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染防止、その他市民の相談全般に対応することを目的とする。

## 【新型インフルエンザQ & A】

### ○ 新型インフルエンザとは？

新型インフルエンザウイルスとは、動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが人に感染し、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと効率よく感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患が新型インフルエンザです。

新型インフルエンザウイルスはいつ出現するのか、誰にも予測することはできません。人間界にとっては未知のウイルスでほとんどのヒトは免疫を持っていませんので、これは容易に人から人へ感染して広がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性があります。

### ○ 新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ、インフルエンザ、普通のかぜはどう違うのですか？

普通のかぜの症状は、のどの痛み、鼻汁、くしゃみや咳（せき）などが中心で、全身症状はあまり見られません。発熱もインフルエンザほど高くなく、重症化することはほとんどありません。

一方、毎年冬を中心に流行するインフルエンザの場合は 38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が強く、あわせて普通のかぜと同様の、のどの痛み、鼻汁などの症状も見られます。さらに、気管支炎、肺炎、小児では中耳炎、熱性けいれんなどを併発し、重症化することもあるのもインフルエンザの特徴です。

インフルエンザの原因となるインフルエンザウイルスには様々な種類があり、自然界においてヒト以外の動物、特にカモ、アヒルなどの水鳥を中心とした鳥類に感染しています。インフルエンザウイルスが感染している鳥類の多くは症状はありませんが、他の鳥類に感染して症状が出た場合、それを鳥インフルエンザといいます。また、鳥インフルエンザのなかでも、鳥類が死亡してしまう重篤な症状をきたすものを高病原性鳥インフルエンザといいます。

新型インフルエンザとは、従来は人に感染することがなかった鳥インフルエンザウイルス等が人に感染し、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと効率よく感染できるようになったウイルスによる疾患を指します。

### ○ どのくらいの人が感染しますか？

日本政府は人口の約 1/4 の人が感染し、医療機関を受診する患者数は最大で 2,500 万人と仮定して、対策を講じています。

また、過去に流行したアジアインフルエンザやスペインインフルエンザのデータに基づき推計すると、入院患者は 53 万人～200 万人、死亡者は 17 万人～64 万人と推定されています。しかし、これらはあくまでも過去の流行状況に基づいて推計されたものであ

り、今後発生するかも知れない新型インフルエンザが、どの程度の感染力や病原性を持つかどうかは不明です。

これ以上の被害が生じる可能性を否定できない一方、より少ない被害でとどまる可能性もありますので、実際の発生状況に応じて柔軟な対応がとれるように準備しておく必要があります。

### ○ **どんな症状がでますか？**

新型インフルエンザに変異することが懸念されている高病原性鳥インフルエンザの症状としては、これまで東南アジアなどでの事例では、発熱、咳など、ヒトの一般的なインフルエンザと同様の症状に加え、下痢を認めた例もありました。また、致死率は60%以上と極めて高く、肺炎が主な死因となっています。

しかし、高病原性インフルエンザウイルスが人から人へ感染する新型インフルエンザウイルスに変異した場合、その症状の程度は、現在のところ予測が困難です。

### ○ **治療法はありますか？**

新型インフルエンザの治療薬としては、毎年流行する通常インフルエンザの治療に用いられているノイラミニダーゼ阻害薬が有効であると考えられています。ノイラミニダーゼ阻害薬には、経口内服薬のリン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）と経口吸入薬のザナミビル水和物（商品名：リレンザ）があります。

新型インフルエンザの発生に備えて、政府及び各都道府県では抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行っています。

### ○ **通常のインフルエンザの予防接種は有効ですか？**

通常のインフルエンザの予防接種は、新型インフルエンザとはウイルスの種類が異なるため、感染防止の効果はほとんど期待できないと考えられています。

新型インフルエンザに対して効果が期待できるワクチンとして、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンがあります。

プレパンデミックワクチンとは、新型インフルエンザウイルスが大流行（パンデミック）を起こす以前に、トリーヒト感染の患者または鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチンを指します。政府は現在流行している鳥インフルエンザウイルス（H5N1）に対するワクチンをプレパンデミックワクチンとして製造、備蓄しています。

パンデミックワクチンとは、ヒトヒト感染を引き起こしているウイルスを基に製造されるワクチンです。プレパンデミックワクチンと異なり、ワクチンの効果はより高いと考えられます。ただし、パンデミックワクチンは実際に新型インフルエンザが発生しなければ製造できないため、現時点で製造、備蓄は行えません。

## ○ 予防法はありますか？

通常のインフルエンザは、感染した人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫とともに放出されたウイルスを吸入することによって感染します。そのため、外出後の手洗い、マスクの着用、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控えること（不要不急の外出の自粛）が重要です。また、十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとることも大切です。

インフルエンザは容易に人から人に感染するため、他人にうつさないことも重要です。インフルエンザに感染して症状のある人は、病気の悪化や周囲への感染を防ぐために、自宅で休養することが重要です。他人に接しなければならない場合は、咳やくしゃみをする際にはティッシュで口元を覆うか、マスクを着用することが重要です（咳エチケット）。

現状では新型インフルエンザは出現していませんが、出現した場合も通常のインフルエンザと同様にこのような感染予防対策に努めることが重要です。また、新型インフルエンザが流行して、外出を避けるべき事態となり、物資の流通が停滞することを想定して、普段から食料品や日用品を備蓄しておくことが望ましいと考えられます。

新型インフルエンザの患者と密に接する機会があり、感染している可能性がある方々に対しては、発症前に抗インフルエンザ薬を内服することで、発症の危険性を抑える予防方法（予防投薬）を実施することも検討されています。

## ○ 新型インフルエンザにかかったらどうすればよいですか？

発熱・咳・全身痛などインフルエンザと思われる症状がある場合、事前連絡なく近くの医療機関を受診すると、万が一新型インフルエンザであった場合、待合室等で他の患者さんに感染させてしまう「二次感染」のおそれがあります。

まず、各区福祉保健センター等に設置される予定の発熱相談センターに連絡し、その指示に従い、専門の医療機関（発熱外来）を受診してください。

なお、患者を受け入れる医療機関は、発生状況に応じて変わる可能性があります。随時、広報等でお知らせしますので、確認してください。

## ○ 対応する医療機関はどこですか？

横浜市では、横浜市立市民病院が、第一種感染症指定医療機関\*、第二種感染症指定医療機関\*\*に指定されています。新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む）の診断・治療は、横浜市立市民病院で行います。

---

\*：エボラ出血熱、ペストなどの一類感染症に対応する医療機関

\*\*：急性灰白髄炎、ジフテリアなどの二類感染症に対応する医療機関